

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 (26) ..... 3
- 規 則**
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (43) ..... 3
- 世田谷区技監設置規則 (44) ..... 5
- 世田谷区庁議規則の一部を改正する規則 (45) ..... 6
- せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則 (46) ..... 6
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (47) ..... 6
- 世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則 (48) ..... 6
- 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (49) ..... 6
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則 (50) ..... 6
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則 (51) ..... 7
- 世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則 (52) ..... 7
- 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則 (53) ..... 7
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (54) ..... 7
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (55) ..... 8
- 世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則 (56) ..... 9
- 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (57) ..... 9
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (58) ..... 9
- 世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則 (59) ..... 10
- 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行規則 (60) ..... 10
- 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 (61) ..... 11
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 (62) ..... 11
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (63) ..... 11
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則 (64) ..... 12
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一

- 部を改正する規則 (65) ..... 12
- 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (66) ..... 12
- 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則 (67) ..... 13
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則 (68) ..... 13
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (69) ..... 13
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則 (70) ..... 13
- 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (71) ..... 14
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則 (72) ..... 14
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (73) ..... 16
- 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (74) ..... 16
- 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (75) ..... 16
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 (76) ..... 16
- 世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則 (77) ..... 17
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (78) ..... 17
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則 (79) ..... 17
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則 (80) ..... 17
- 訓 令 甲**
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正 (8) ..... 18
- 告 示**
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (165) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (166) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (167) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (168) ..... 18
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立喜多見緑道の区域変更の告示 (169) ..... 18
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立野川第二緑道の区域変更の告示 (170) ..... 18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (171) ..... 19
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (172) ..... 19
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (173) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (174) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (175) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (176) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (177) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (178) ..... 19
- 世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示 (179) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (180) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (181) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定及び区域決定の告示 (182) ..... 20
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の変更の告示 (183) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (184) ..... 20
- 地方自治法に基づく予算の公表 (185) ..... 20
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (186) ..... 20
- 都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (187) ..... 20
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立等々力溪谷公園の区域変更の告示 (188) ..... 20
- 世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立岡本わかみず緑地の区域変更の告示 (189) ..... 20
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (190) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (191) ..... 20
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (192) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (193) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (194) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (195) ..... 21
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (196) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (197) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (198) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (199) ..... 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (200) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (201) ..... 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (202) ..... 22

○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (203).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (231).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (261).....28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (204).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (232).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (262).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (205).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (233).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (263).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (206).....22	○住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示 (234).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (264).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (207).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (235).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (265).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (208).....22	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (236).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (266).....28
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (209).....22	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (237).....26	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (267).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (210).....22	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (238).....26	○平成28年1月14日世田谷区告示第22号の一部を訂正する告示 (268).....29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (211).....23	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (239).....26	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (269).....29
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (212).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (240).....26	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (270).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (213).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (241).....26	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (271).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (214).....23	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (242).....26	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (272).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (215).....23	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (243).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (273).....29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (216).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (244).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (274).....29
○平成16年8月13日世田谷区告示第604号の一部を訂正する告示 (217).....23	○建築基準法に基づく道路指定の告示 (245).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (275).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (218).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (246).....26	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (276).....29
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (219).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (247).....27	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (277).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (220).....23	○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示 (248).....27	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (278).....30
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (221).....24	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (249).....27	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (279).....30
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (222).....24	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (250).....27	○地方自治法に基づく予算の公表 (280).....30
○世田谷区公契約の労働報酬下限額を定める告示 (223).....24	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (251).....27	○地方自治法に基づく予算の公表 (281).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (224).....24	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (252).....27	○世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (282).....30
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (225).....24	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (253).....27	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (283).....30
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (226).....25	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (254).....27	○世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示 (284).....30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (227).....25	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (255).....27	○世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示 (285).....30
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (228).....25	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (256).....27	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (229).....25	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (257).....27	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (230).....25	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (258).....27	
	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (259).....27	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (260).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (261).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (262).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (263).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (264).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (265).....28	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (266).....28	
	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (267).....28	
	○平成28年1月14日世田谷区告示第22号の一部を訂正する告示 (268).....29	
	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (269).....29	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (270).....29	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (271).....29	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (272).....29	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示 (273).....29	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (274).....29	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (275).....29	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (276).....29	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (277).....29	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (278).....30	
	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示 (279).....30	
	○地方自治法に基づく予算の公表 (280).....30	
	○地方自治法に基づく予算の公表 (281).....30	
	○世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (282).....30	
	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (283).....30	
	○世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示 (284).....30	
	○世田谷区自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域の指定の告示 (285).....30	
	<b>公 告</b>	
	○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施の公告 (28).....30	
	○屋外広告物法に基づく屋外広告物	

等の保管の公告 (29) .....31

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (30) ...31

○世田谷区立障害者福祉施設条例に基づく世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定の公告 (31) .....31

○世田谷区立知的障害者生活寮条例に基づく世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者の指定の公告 (32) .....31

○世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例に基づく世田谷区立身体障害者自立体験ホームの指定管理者の指定の公告 (33) .....31

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (34) .....31

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (35) ...32

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (36) ...32

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (37) ...32

○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (38) ...32

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく組合の設立認可の公告 (39) .....32

○マンションの建替え等の円滑化に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令に基づく関係図書縦覧の公告 (40) ...32

**規 則 (教)**

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (1) .....32

○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (2) .....33

○世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則 (3) .....33

○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 (4) .....33

○世田谷区立学校公文書管理規則 (5) .....34

○幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 (6) .....36

○世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則 (7) .....36

○世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 (8) ...37

**訓 令 甲 (教)**

○世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師の服務の宣誓に関する取扱規程 (1) .....37

○世田谷区立学校文書管理規程の全部改正 (2) .....37

**規 則 (区議会)**

○世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則 (1) .....40

**告 示 (選)**

○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (2) .....40

○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和3年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (3) .....40

○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (4) .....41

○世田谷区選挙管理委員会規程に基づく世田谷区選挙管理委員会の委員長の住所及び氏名の告示 (5) .....41

**告 示 (農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (3) .....41

**告 示 (監)**

○住民監査請求に係る監査の結果の公表 (3) .....41

○地方自治法に基づく令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の公表の告示 (4) .....48

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区条例第26号**  
 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例  
 世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。  
 第37条の6第1号及び第2号中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。  
 付則第14条の3の2中「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。  
 付則第14条の4第2項中「同条第2項」を「同条第2項又は第3項」に、「同条第4項」を「同条第4項又は第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和3年3月29日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

**世田谷区規則第43号**  
 世田谷区組織規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第44号**  
 世田谷区技監設置規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則  
 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。  
 第9条第1項中「財政担当部、交流推進担当部及び特別定額給付金担当部」を「デジタル改革担当部及び交流推進担当部」に改め、同条第2項の表財政担当部の項を削り、同表交流推進担当部の項の前に次のように加える。  
 デジタル改革担当部  
 (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。  
 第9条第2項の表特別定額給付金担当部の項を削り、同表庁舎整備担当部の項に次の1号を加える。  
 (2) 庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。  
 第10条中「、政策研究担当課及び統計調査担当課を」を「を、デジタル改革担当部にデジタル改革担当課を」に改め、「、特別定額給付金担当部に特別定額給付金担当課を」を削り、「庁舎整備担当課」を「庁舎管理担当課及び庁舎建設担当課」に改め、「、保育部に保育計画・整備支援担当課を」を削る。  
 第11条第1項の表政策経営部の項を次のように改める。  
 政策経営部  
 政策企画課  
 経営改革・官民連携担当課  
 ICT推進課  
 政策研究・調査課  
 財政課  
 広報広聴課  
 デジタル改革担当部  
 デジタル改革担当課  
 交流推進担当部  
 交流推進担当課  
 第11条第1項の表総務部の項中「庁舎整備担当課」を「庁舎管理担当課に改め、庁舎建設担当課」に改め、「施設営繕第一課」を「施設営繕第二課」に改め、同表財務部の項中「施設営繕第二課」を「施設営繕第一課」に改め、同表保育部の項中「保育計画・整備支援担当課」を「保育運営・整備支援課」に改める。  
 第12条に次の1項を加える。  
 8 第1項から第4項までに規定する職のほか、必要な職を置くことができる。  
 第16条第1項の表経営改革・官民連携担当課の部に次のように加える。  
 ふるさと納税対策担当係長  
 (1) ふるさと納税対策に関すること。  
 第16条第1項の表経営改革・官民連携担当課の部に次のように加える。

<p>I C T推進課 I C T推進担当係長</p> <p>(1) 情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。 (2) 電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関すること。 (3) 事務センターの管理運営に関すること。</p> <p>第16条第1項の表政策研究担当課の部中「政策研究担当課」を「政策研究・調査課」に改め、同部政策研究担当係長の項に次の1号を加える。 (4) 統計調査担当係長に属しないこと。</p> <p>第16条第1項の表政策研究担当課の部に次のように加える。 統計調査担当係長 (1) 基幹統計調査等に関すること。 (2) 統計情報の収集、分析及び提供に関すること。</p> <p>第16条第1項の表統計調査担当課の部を次のように改める。 財政課 財政担当係長 (1) 財政計画に関すること。 (2) 予算の統括に関すること。 (3) 予算の調整、配当、執行監督及び調査報告に関すること。 (4) 財政状況の公表に関すること。 (5) 主要施策の成果及び予算の執行実績に関すること。 (6) 特別区債の発行及び償還に関すること。 (7) 財政調整基金に関すること。 (8) 減債基金に関すること。</p> <p>第16条第1項の表I C T推進課の部を削り、同条第2項を次のように改める。 2 デジタル改革担当部のデジタル改革担当課及びデジタル改革担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 デジタル改革担当課 デジタル改革担当係長 (1) デジタルトランスフォーメーションの推進に係る総合的な計画、調整及び進行管理に関すること。 (2) 担当部の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>第16条第3項の表交流推進担当課の部交流推進担当係長の項に次の1号を加える。 (5) 担当部の予算、決算及び会計に関すること。</p> <p>第16条第4項を削る。 第17条第1項の表総務課の部総務係の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。 (16) 庁舎等建設等基金に関すること。</p> <p>第17条第1項の表総務課の部庁舎管理係の項を削り、同条第2項を次のように改める。 2 庁舎整備担当部の各担当課及び各担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとおりとする。 庁舎管理担当課 庁舎管理担当係長 (1) 担当部内の調整に関すること。 (2) 担当部内の事務事業の進行管理</p>	<p>に関すること。 (3) 担当部の事務改善に関すること。 (4) 本庁の庁舎の整備に関すること。 (5) 担当部の予算、決算及び会計に関すること。 (6) 庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。 (7) 庁舎建設担当課に属しないこと。</p> <p>庁舎建設担当課 庁舎建設担当係長 (1) 本庁舎及び世田谷区民会館の新築、改築、増築及びこれらに関連する改修工事（電気設備及び機械設備工事を含む。以下この項において「本庁舎等整備工事」という。）に係る進行管理に関すること。 (2) 本庁舎等整備工事に係る計画、相談及び調整に関すること。 (3) 本庁舎等整備工事に係る見積りに関すること。 (4) 本庁舎等整備工事に係る設計及び監督に関すること。</p> <p>第18条第2項の表を次のように改める。 公共施設マネジメント課 事業調整担当係長 (1) 担当部内の調整に関すること。 (2) 担当部の事務事業の進行管理に関すること。 (3) 担当部の事務改善に関すること。 (4) 区の建築物及び建築設備並びにこれらの附帯施設等（本庁舎等整備工事に係るものを除く。以下「区建築物等」という。）の施設マネジメントの推進に係る企画及び調整に関すること。 (5) 区建築物等の施設マネジメントに必要なデータの収集、管理等に関すること。 (6) 区建築物等の設計及び工事に係る調整に関すること。 (7) 区建築物等の工事技術に係る標準化、調整及び管理に関すること。 (8) 区建築物等の工事技術に係る調査及び研究に関すること。 (9) 区建築物等の工事に係るコスト管理に関すること。 (10) 区建築物等の中長期保全計画に係る調整に関すること。 (11) 施設経営情報システムに関すること。 (12) 職員の技術研修に関すること。 (13) 担当部の予算、決算及び会計に関すること。 (14) 担当部内他の課に属しないこと。</p> <p>施設営繕第一課 整備担当係長 (1) 営繕工事（区建築物等の新築、改築、増築及び改修工事（電気設備及び機械設備工事を含む。）のうち、玉川総合支所管内の一部並びに砧総合支所管内及び烏山総合支所管内において行われるものに限る。以下この項において同じ。）に関すること。 (2) 区建築物等の保全に係る標準化及び調整に関すること。</p>	<p>(3) 区建築物等の保全に係る調査、計画及び相談に関すること。 (4) 区建築物等の営繕工事に係る維持管理に関すること。 (5) 区建築物等の営繕工事に係る進行管理に関すること。 (6) 区建築物等の営繕工事に係る計画、相談及び調整に関すること。 (7) 区建築物等の営繕工事に係る見積り及び工事計画書に関すること。 (8) 区建築物等の営繕工事に係る設計及び監督に関すること。</p> <p>施設営繕第二課 整備担当係長 (1) 営繕工事（区建築物等の新築、改築、増築及び改修工事（電気設備及び機械設備工事を含む。）のうち、世田谷総合支所管内及び北沢総合支所管内並びに玉川総合支所管内の一部において行われるものに限る。以下この項において同じ。）に関すること。 (2) 区建築物等の保全に係る標準化及び調整に関すること。 (3) 区建築物等の保全に係る調査、計画及び相談に関すること。 (4) 区建築物等の営繕工事に係る維持管理に関すること。 (5) 区建築物等の営繕工事に係る進行管理に関すること。 (6) 区建築物等の営繕工事に係る計画、相談及び調整に関すること。 (7) 区建築物等の営繕工事に係る見積り及び工事計画書に関すること。 (8) 区建築物等の営繕工事に係る設計及び監督に関すること。</p> <p>第19条の表市民活動・生涯現役推進課の部生涯現役推進担当係長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。 第19条の4の表環境計画課の部環境計画担当係長の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表エネルギー施策推進課の部エネルギー施策推進担当係長の項に次の2号を加える。 (4) 電力の購入契約に係る評価基準に関すること。 (5) 環境配慮型住宅リノベーション推進事業に関すること。</p> <p>第20条の表商業課の部調整係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表産業連携交流推進課の部産業連携交流推進担当係長の項第9号中「産業団体、公益財団法人世田谷区産業振興公社等との連携」を「旧池尻中学校跡地活用」に改め、同表工業・ものづくり・雇用促進課の部工業・ものづくり・建設・雇用促進担当係長の項第2号中「指導並びに当該団体との」を削り、同表都市農業課の部農業振興係の項第3号中「農業関係団体の育成及び指導並びに当該団体との」を「農業関係団体等の育成、指導及び」に改める。 第22条の表保健医療福祉推進課の部に次のように加える。 検査担当係長</p>
--	---	--

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための社会的検査に関すること。

第22条の表国保・年金課の部後期高齢者医療担当係長の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第22条の2の表高齢福祉課の部事業担当係長の項第6号を削り、同項第7号中「高齢者在宅復帰施設」を「高齢者一時生活援助施設」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第23条の表児童相談支援課の部児童相談支援担当係長の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 社会的養育に係る計画の総合的な推進及び調整に関すること。

第23条の表児童相談支援課の部児童相談支援担当係長の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第23条の表児童相談支援課の部社会的養護推進担当係長の項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 児童養護施設等への入所の措置及び児童自立生活援助の実施等に係る徴収金の徴収に関すること。

(4) 障害児入所給付費の支給に関すること。

第23条の表児童相談支援課の部要保護児童支援担当係長の項第5号を削る。

第23条の2の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同表保育課の部を次のように改める。

保育課  
調整係

- (1) 部内の調整に関すること。
- (2) 部の事務事業の進行管理に関すること。
- (3) 部の事務改善に関すること。
- (4) 保育に係る施策の調整に関すること。
- (5) 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業等の認可に関すること。
- (6) 医療的ケア及び病児・病後児保育事業に関すること。
- (7) 部の予算、決算及び会計に関すること。
- (8) 部内他の課及び他の係等に属しないこと。

保育計画・再整備担当係長

- (1) 保育に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 保育待機児対策に係る企画及び調整並びにその推進に関すること。
- (3) 区立の保育所の整備に係る計画及び調整に関すること。

保育職員係

- (1) 区立の保育所の職員の人事管理に関すること。
- (2) 区立の保育所の職員の福利厚生に関すること。

区立保育園運営担当係長

(1) 区立の保育所の運営及び調整に関すること。

(2) 区立の保育所の建設及び改築に関すること。

(3) 区立の保育所の一時預かり事業及び延長保育事業に関すること。

保育育成支援担当係長

(1) 保育の質の向上に関すること。

乳幼児教育担当係長

(1) 乳幼児教育に関すること。

第23条の2の表保育計画・整備支援担当係

課の部を次のように改める。

保育運営・整備支援課

教育・保育施設担当係長

(1) 特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業の運営及び調整に関すること。

(2) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認並びに当該施設及び事業に係る子どものための教育・保育給付に関すること。

(3) 私立の特定教育・保育施設及び単独一時預かり施設の一時預かり事業に関すること。

(4) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の延長保育事業に関すること。

(5) 整備支援担当係長に属しないこと。

整備支援担当係長

(1) 私立の特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）の整備に関すること。

(2) 私立の特定地域型保育事業等の施設整備に関すること。

(3) 認可外保育施設の移行に伴う審査及び施設整備に関すること。

第24条第1項の表建築調整課の部建築調整

担当係長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表建築審査課の部建築審査担当係長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を第11号とし、同号の前に次の5号を加える。

(6) 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。

(7) 指定確認検査機関からの照会に関すること。

(8) 指定確認検査機関が行った確認検査に係る報告書の審査及び指導に関すること。

(9) 建築基準法第6条の2の規定に基づく通知に関すること。

(10) 指定確認検査機関に対する立入検査に関すること。

第24条第1項の表建築審査課の部指定機

関指導担当係長の項を削り、同表住宅管理課の部住宅管理担当係長の項中「住宅管理担当係長」を「住宅担当係長」に改め、同項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 世田谷区住宅条例に関すること。

第24条第1項の表居住支援課の部居住支

援担当係長の項第1号を削り、同項第2号中「住宅に係る」を「民間住宅に係る」に改め、「(住宅管理課に属することを除く。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「高齢者世帯等」を「民間住宅の高齢者世帯等」に改め、「(住宅管理課に属することを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の4の部保育部の款世田谷区立下北沢保育園の項を削り、同表の5の部を削り、同表の6の部を同表の5の部とする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区技監設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、技監の設置に関する基本的事項及びその職責を定めるものとする。

(設置)

第2条 世田谷区に技監を置くことができる。

(職責)

第3条 技監は、区長及び副区長の命を受け、区の都市政策、都市基盤整備、土木行政、災害対策及び公共施設等に係る技術的事項に関し、区長及び副区長を補佐する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和3年3月31日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第45号

世田谷区庁議規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号

せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第48号

世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第49号

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第50号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第51号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第52号

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号

勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第54号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一

# 世田谷区公報

部を改正する規則  
**世田谷区規則第55号**  
 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第56号**  
 世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第57号**  
 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第58号**  
 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第59号**  
 世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第60号**  
 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行規則  
**世田谷区規則第61号**  
 世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第62号**  
 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第63号**  
 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第64号**  
 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第65号**  
 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第66号**  
 世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第67号**  
 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第68号**  
 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第69号**  
 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第70号**  
 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第71号**  
 世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第72号**  
 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第73号**  
 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第74号**  
 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第75号**  
 世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第76号**  
 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第77号**  
 世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第78号**  
 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第79号**  
 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則  
**世田谷区規則第80号**  
 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

---

世田谷区庁議規則の一部を改正する規則  
 世田谷区庁議規則（昭和54年8月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。  
 第2条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。  
 別表中16の項を削り、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を削り、12の項を14の項とし、4の項から11の項までを2項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。  
 4 技監  
 5 教育監  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

せたがや自治政策研究所設置規則の一部を改正する規則  
 せたがや自治政策研究所設置規則（平成19年3月世田谷区規則第40号）の一部を次のように改正する。  
 第3条第2項中「政策経営部政策研究担当課長」を「政策経営部政策研究・調査課長」に、「政策経営部政策研究担当課政策研究担当係長」を「政策経営部政策研究・調査課政策研究担当係長」に、「政策経営部政策研究・調査課の」を「政策経営部政策研究・調査課の」に改める。  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則  
 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第1号中「第3条第2項」か「第3条第3項」に改める。  
 第9条第4項中「教育委員会事務局幼児教育・保育推進担当課長」を「教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課長」に、「教育委員会事務局教育ICT推進課長」に改

める。  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

世田谷区予算事務規則の一部を改正する規則  
 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 第5条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第16条、第18条、第20条第3項から第5項まで、第21条第1項、第22条第2項、第23条、第24条、第25条第1項及び第2項、第26条、第28条並びに第29条並びに様式中「財政担当部長」を「政策経営部長」に改める。  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則  
 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年3月世田谷区規則第8号）の一部を次のように改正する。  
 第3条中「世田谷区教育委員会事務局幼児教育・保育推進担当課長」を「世田谷区教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課長」に改める。  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則  
 世田谷区庁舎管理規則（平成17年2月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。  
 第1条中「梅丘分庁舎」を削る。  
 第6条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。  
 第10条（見出しを含む。）中「総務部長」を「庁舎整備担当部長」に改める。  
 別表本庁舎（分庁舎（ノバビル）及び城山分庁舎並びに区議会の用に供する部分を除く。）の項中「分庁舎（ノバビル）及び城山分庁舎」を「梅丘分庁舎、分庁舎（ノバビル）、城山分庁舎及び二子玉川分庁舎」に、「総務部総務課長」を「庁舎整備担当部庁舎管理担当課長」に改め、同項の次に次のように加える。

本庁舎（梅丘分庁舎に限る。）	清掃・リサイクル部管理課長
----------------	---------------

別表本庁舎（城山分庁舎に限る。）の項中「土木部土木計画調整課長」を「世田谷保健所健康推進課長」に改め、同項の次に次のように加える。

本庁舎（二子玉川分庁舎に限る。）	都市整備政策部都市計画課長
------------------	---------------

別表梅丘分庁舎の項を削る。

<p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表本庁舎（城山分庁舎に限る。）の項の改正規定は、同年5月6日から施行する。</p>			<p>規則 世田谷区公印規則（平成元年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。 別表4の部中78の項を80の項とし、72の項から77の項までを2項ずつ繰り下げ、同部71の項中「生活保護及び福祉資金オンラ</p>		<p>イン事務用」を「生活保護オンライン事務用」に改め、同項を同部73の項とし、同部中70の項を72の項とし、66の項から69の項までを2項ずつ繰り下げ、65の項を66の項とし、同項の次に次のように加える。</p>	
<p>世田谷区公印規則の一部を改正する</p>						
67	同	同	交通政策事務用		交通政策課長	
<p>別表4の部中64の項を65の項とし、61の項から63の項までを1項ずつ繰り下げ、同部60の項中「住宅課長」を「住宅管理課長」に改め、同項を同部61の項とし、同部中59の項を60の項とし、54の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、同部53の項中「方21ミリメートル」を「同」に改め、同項を同部54の項とし、同部中48の項から52の項までを削り、47の項を49の項とし、同項の次に次のように加える。</p>						
50	同	同	児童相談支援事務用		児童相談支援課長	
51	同	同	青少年交流センター事務用		若者支援担当課長	
52	同	方10ミリメートル	児童相談所事務用		児童相談所副所長	
53	同	方21ミリメートル	保育担当事業事務用		保育課長	
<p>別表4の部中46の項を48の項とし、28の項から45の項までを2項ずつ繰り下げ、同部27の項中「生業資金オンライン事務用」を「生業資金及び福祉資金オンライン事務用」に改め、同項を同部29の項とし、同部中26の項を28の項とし、19の項から25の項までを2項ずつ繰り下げ、同部18の項中「住民記録・戸籍課長」を削り、同項を同部20の項とし、同部17の項を同部18の項とし、同項の次に次のように加える。</p>						
19	同	同	住民基本台帳カード用、在留カード用及び特別永住者証明書用			
<p>別表4の部中16の項を17の項とし、11の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。</p>						
11	同	同	施設営繕事務用		公共施設マネジメント課長	
<p>別表6の部中69の項を71の項とし、64の項から68の項までを2項ずつ繰り下げ、同部63の項中「生活保護及び福祉資金オンライン事務用」を「生活保護オンライン事務用」に改め、同項を同部65の項とし、同部中62の項を64の項とし、58の項から61の項までを2項ずつ繰り下げ、57の項を58の項とし、同項の次に次のように加える。</p>						
59	同	同	交通政策事務用		交通政策課長	
<p>別表6の部中56の項を57の項とし、53の項から55の項までを1項ずつ繰り下げ、同部52の項中「住宅課長」を「住宅管理課長」に改め、同項を同部53の項とし、同部中51の項を52の項とし、45の項から50の項までを1項ずつ繰り下げ、同部44の項中「児童相談支援事務用」を「保育担当事業事務用」に、「児童相談支援課長」を「保育課長」に改め、同項を同部45の項とし、同部43の項中「保育担当事業事務用」を「青少年交流センター事務用」に、「保育課長」を「若者支援担当課長」に改め、同項を同部44の項とし、同部42の項を削り、同部41の項中「青少年交流センター事務用」を「児童相談支援事務用」に、「若者支援担当課長」を「児童相談支援課長」に改め、同項を同部43の項とし、同部中40の項を42の項とし、24の項から39の項までを2項ずつ繰り下げ、同部23の項中「生業資金オンライン事務用」を「生業資金及び福祉資金オンライン事務用」に改め、同項を同部25の項とし、同部中22の項を24の項とし、16の項から21の項までを2項ずつ繰り下げ、同部15の項中「住民記録・戸籍課長」を削り、同項を同部17の項とし、同部14の項を同部15の項とし、同項の次に次のように加える。</p>						
16	同	同	住民基本台帳カード用、在留カード用及び特別永住者証明書用			
<p>別表6の部中13の項を14の項とし、10の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。</p>						
10	同	同	施設営繕事務用		公共施設マネジメント課長	
<p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>			<p>勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則 勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成6年9月世田谷区規則第105号）の一部を次のように改正する。 別表有害物質等取扱業務手当の項及び防疫等業務手当の項を削る。</p>		<p>の一部を改正する規則 世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和38年12月世田谷区規則第19号）の一部を次のように改正する。 第5条第1項に次の1号を加える。 ⑦ 技監 第7条第1項の表中「災対清掃・環境部」を「災対清掃部」に改める。 別表第1 災対総務部の項中「庁舎整備担当課」を「庁舎管理担当課」に改め、同表 庁舎建設担当課」に改め、同表 災対財政・広報部の項中「副部長 財政担当部長」を「副部長 デジタル改革担当部長」に改める。</p>	
<p>世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則 世田谷区公文書管理規則（令和2年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。 別表2の部(1)の款カの項中「財政担当部 財政課」を「政策経営部 財政課」に改める。</p>			<p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>		<p>世田谷区災害対策本部条例施行規則</p>	
<p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>						

<p>「政策研究担当課 統計調査担当課 広報広聴課 財政課」を「政策研究・調 財政課 広報広聴課 デジタル改革」に改め、同表災対玉川地域本部の担当課」</p> <p>項中「玉川総合支所地域施設整備担当課」を削り、同表災対清掃・環境部の項中「災対清掃・環境部」を「災対清掃部」に改め、「環境計画」 「副部長 環境政策部長」及び エネルギー 環境保全課 一施策推進課 を削り、同表災対保健福祉課」</p> <p>部の項中「保育計画・整備支援担当課」を「保育運営・整備支援課」に改め、同表災対医療衛生部の項中「副部長 世田谷保健所副所」</p> <p>「副部長 世田谷保健所副所 副部長 住民接種担当部長」 「生活保健課」に、「生活保健課」を 住民接種調整担当 接種体制整備担当課 に改め、同表災対都市整備部の項中「副部長 防災街づくり担当 部長」を 「副部長 居住支援課 施設営繕第一課 施設営繕第二課 公共施設マネジ 防災街づくり課 建築安全課」 「居住支援課 公共施設マネジメン ト 施設営繕第一課 施設営繕第二課 防災街づくり課 建築安全課 環境計画課 エネルギー施策推進課 環境保全課」</p> <p>メント推進課」</p> <p>に改め、同表災対教育部の項中「幼児教育・保育推進担当課」を削り、「教育指導課 教育ICT推進 教育研究・研修 教育相談・支援 乳幼児教育・保 課」</p>	<p>課 に改める。</p> <p>課 育支援課」</p> <p>別表第2 災対地域本部（拠点隊を除く。）の項第5号中「り災証明」を「罹災証明書」に改め、同表災対地域本部（拠点隊に限る。）の項第4号中「避難所」を「震災時避難所」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。</p> <p>5 水害時避難所の運営に関すること。</p> <p>別表第2 災対区民支援部の項第8号中「り災証明」を「罹災証明書」に改め、同表災対清掃・環境部の項中「災対清掃・環境部」を「災対清掃部」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表災対保健福祉部の項に次の1号を加える。</p> <p>7 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。</p> <p>別表第2 災対都市整備部の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>4 環境保全の調査及び対策に関する こと。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成19年3月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。</p> <p>(17) 技監</p> <p>第7条第1項の表中「国民保護対策清掃・環境部」を「国民保護対策清掃部」に改める。</p> <p>別表第1 国民保護対策総務部の項中「庁舎整備担当課」を「庁舎管理担当課」に改め、同表国民保護対策財政・広報部の項中「副部長 財政担当部長」を「副部長 デジタル改革担当」に、「政策研究担当課 統計調査担当課 広報広聴課 財政課」</p> <p>「政策研究・調査課 財政課」を「政策研究・調査課 財政課 広報広聴課 デジタル改革担当課」に改め、同表国民保護対策玉川地域本部の項中「玉川総合支所地域施設整備担当課」を削り、同表国民保護対策清掃・環境部の項中「国民保護対策清掃・環境部」を「国民保護対策清掃部」に改め、「副部長 環境政策部長」及び「環境計画課 及び エネルギー施策推進課 を削り、同表国民保護対策保健福祉部の項中「保育計画・整備支援担当課」を「保育運営・整備支援課」に改め、同表国民保護対策医療衛生部</p>	<p>の項中「副部長 世田谷保健所副所 長」を「副部長 世田谷保健所副所 長」に、「生活保 副部長 住民接種担当部長」 「生活保健課 健課」を 住民接種調整担当課 に改め、 接種体制整備担当課」</p> <p>同表国民保護対策都市整備部の項中「副部長 施設営繕担当部長」を「副部長 施設 副部長 環境 建築安全課 営繕担当部長」に、 施設営繕第一課 政策部長」に、 施設営繕第二課 公共施設マネジメン ト推進課」</p> <p>「建築安全課 公共施設マネジメント課 施設営繕第一課 を 施設営繕第二課 環境計画課 エネルギー施策推進課 環境保全課」 に改め、同表国民保護対策教育部の項中「幼児教育・保育推進担当課」を削り、「教 育指導課 教育ICT 育相談・特別支援教育課」を 教育研究・ 教育相談・ 乳幼児教育 推進課 研修課 に改める。</p> <p>支援課 ・保育支援課」</p> <p>別表第2 国民保護対策統括部の項第10号中「及び防災情報システム」を削り、同表国民保護対策地域本部（拠点隊を除く。）の項第6号中「り災証明」を「罹災証明書」に改め、同項第25号中「建築物の被災状況の確認及び被災建築物の危険度判定」を「建築物応急危険度判定」に改め、同表国民保護対策区民支援部の項第6号中「商工農業者等」を「区内事業者」に改め、同項第8号中「及びり災証明」を「、広域火葬実施の調整及び罹災証明書」に改め、同表国民保護対策清掃・環境部の項中「国民保護対策清掃・環境部」を「国民保護対策清掃部」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、同表国民保護対策保健福祉部の項に次の1号を加える。</p> <p>7 児童相談所及び一時保護所の運営に関すること。</p> <p>別表第2 国民保護対策都市整備部の項第1号中「調査並びに危険度判定の総合調整」を「把握並びに応急危険度判定」に改め、同項第2号中「公営住宅の被害状況の把握」を「被災建築物の応急危険度判定に係る総合調整」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>5 環境保全の調査及び対策に関する こと。</p> <p>別表第2 国民保護対策都市整備部の項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>3 住家の被害状況調査の総合調整に</p>
---	---	--

関すること。  
別表第2国民保護対策土木部の項中第8号を第12号とし、第7号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。  
11 公園及び身近な広場の点検及び応急復旧の連絡調整に関すること。  
別表第2国民保護対策土木部の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。  
7 し尿処理の総合調整に関すること。  
別表第2国民保護対策土木部の項中第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。  
4 公共土木施設の点検、応急復旧及び障害物の除去の連絡調整に関すること。  
別表第2国民保護対策土木部の項第1号の次に次の1号を加える。  
2 道路の応急復旧及び障害物の除去の連絡調整に関すること。  
附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区公有財産管理規則（平成27年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。  
第17条第1項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第6号から第9号まで」を「第5号から第8号まで」に改める。  
第18条第1項ただし書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「樹木及び」を削る。  
第40条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。  
第27条の規定は、法第238条の4第2項又は第238条の5第1項の規定により財産を貸し付ける場合又は財産に地上権若しくは地役権を設定し、その財産を使用させる場合にこれを準用する。  
第53条の次に次の1条を加える。  
(委任)  
第54条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。  
別表第1 樹木及び立木の項を次のように改める。

うに改める。  
様式省略  
第3号の2様式、第4号様式及び第6号様式中「被保険者証」を「世帯」に改める。  
第7号様式中「世田谷区長」を「世田谷区長名」に、「被保険者記号番号」を「世帯の記号番号」に改める。  
第8号様式中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第9号様式を次のように改める。  
様式省略  
第12号様式中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第12号の2様式を次のように改める。  
第12号の2様式 削除  
第13号様式及び第14号様式中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第15号様式を次のように改める。  
様式省略  
第16号様式及び第16号の2様式中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第16号の3様式を次のように改める。  
様式省略  
第16号の4様式及び第16号の5様式中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第17号様式の(1)から第17号様式の(3)までを次のように改める。  
様式省略  
第17号の2様式の(1)及び第17号の2様式の(2)を次のように改める。  
第17号の2様式の(1) 削除  
第17号の2様式の(2) 削除  
第17号の3様式を次のように改める。  
様式省略  
第18号の2様式を次のように改める。  
様式省略  
第18号の4様式及び第18号の5様式を次のように改める。  
様式省略  
第18号の6様式の(1)中「被保険者証の」を「被保険者」に改める。  
第18号の8様式を次のように改める。  
第18号の8様式 削除  
第18号の9様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改め、「㊦」を削る。  
第18号の10様式(1)を削る。  
第18号の10様式(2)中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改め、同様式を第18号の10様式とする。  
第18号の11様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者(証)番号」を「被保険者番号」に改める。  
第18号の12様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者(証)番号」を「被保険者番号」に改める。  
第18号の13様式中「㊦」を削る。  
第18号の14様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。  
第18号の15様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を

立木	行政財産	公用	公共用	立木	立方メートル
	普通財産			立木	立方メートル

別表第1 特許権等の項中「標権 4 実用その他」を「標権 4 実用新案権 5 意匠権 6 その他」に改める。  
別表第3 第1の項第4号中「買入れ」の次に「又は国等への財産の売払い」を、「買入価額」の次に「又は財産の売払価額」を加える。  
第1号様式を次のように改める。  
第1号様式 削除  
附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号）の一部を次のように改正する。  
付則第2項及び第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。  
附 則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第30条の表国民健康保険限度額適用・限

度額適用・標準負担額減額認定申請書の項を次のように改める。  
削除 第12号の2様式  
第30条の表国民健康保険高齢受給者高額療養費支給申請書の項を次のように改める。  
削除 第17号の2様式の(1)(2)  
第30条の表国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証交付申請書の項を次のように改める。  
削除 第18号の8様式  
第30条の表国民健康保険自己負担額証明書の項中「第18号の10様式(1)(2)」を「第18号の10様式」に改め、同表国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書の項中「別記第23号様式」を「第23号様式」に改め、同表国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書の項中「別記第24号様式」を「第24号様式」に改め、同表国民健康保険料徴収猶予申請書の項中「別記第27号様式」を「第27号様式」に改め、同表国民健康保険料減額・免除申請書の項中「別記第29号様式」を「第29号様式」に改め、同表国民健康保険料督促状兼口座振替（自動払込）再引き落としのお知らせの項中「国民健康保険料督促状兼口座振替（自動払込）再引き落としのお知らせ」を「国民健康保険料督促状兼口座振替（自動払込）再振替のお知らせ」に改め、同表領収証書の項を次のように改める。  
削除 第43号様式  
第30条の表国民健康保険料徴収職員証の項中「別記第48号様式」を「第48号様式」に改める。  
第2号の6様式及び第3号様式を次のよ

「被保険者番号」に改める。  
 第19号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第19号の4様式中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。  
 第19号の7様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第19号の9様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第19号の15様式中「㊦」を削る。  
 第19号の16様式中「㊦」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。  
 第19号の17様式中「㊦」を削る。  
 第20号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第23号様式から第25号様式までを次のように改める。  
 様式省略  
 第26号様式、第27号様式及び第28号の2様式中「㊦」を削る。  
 第33号の2様式中「引落」を「振替」に、「国民健康保険料の」を「世田谷区国民健康保険料の」に改める。  
 第33号の3様式裏面以外の部分中「国民健康保険料督促状兼口座振替(自動払込)再引き落としのお知らせ」を「国民健康保険料督促状兼口座振替(自動払込)再振替のお知らせ」に、「前回引き落とし」を「前回振り替え」に、「引き落としさせて」を「振り替えさせて」に、「引き落としができない」を「振り替えができない」に改め、同様式裏面中「指定納期限」を「納期限」に、「地方税」を「振替日(払込期限)」に再振替ができなかった場合、地方税」に改める。  
 第33号の4様式中「税目」を「科目」に改める。  
 第40号様式第3面中「㊦」を削る。  
 第41号様式の(1)から第41号様式の(3)までの規定中「お支払額」を「収納額」に改める。  
 第41号の2様式の(1)及び第41号の2様式の(2)中「㊦」を削る。  
 第43号様式を次のように改める。  
 第43号様式 削除  
 第44号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第46号様式に裏面として次のように加える。  
 様式省略  
 附 則  
 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第30条の表国民健康保険料督促状兼口座振替(自動払込)再引き落としのお知らせの項の改正規定及び第33号の3様式裏面以外の部分の改正規定は、同年7月1日から施行する。

世田谷区結核・精神医療給付金の支

給に関する規則の一部を改正する規則  
 世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則(平成14年10月世田谷区規則第88号)の一部を次のように改正する。  
 第1号様式及び第1号の2様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第5号様式から第7号様式までを次のように改める。  
 様式省略  
 附 則  
 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立高齢者一時生活援助施設 条例施行規則

(趣旨)  
 第1条 この規則は、世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例(令和2年3月世田谷区条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。  
 (利用の申請)  
 第2条 条例第6条第1項に規定する申請は、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用申請書(第1号様式)により行わなければならない。  
 2 前項の申請をする者は、区長が必要と認めた書類を提示し、又は提出しなければならない。  
 (利用の承認等)  
 第3条 区長は、条例第6条第1項の規定により利用の承認を決定したときは、申請をした者に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用承認書(第2号様式)を交付するものとする。  
 2 区長は、条例第6条第2項の規定により利用の不承認を決定したときは、申請をした者に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用不承認通知書(第3号様式)によりその旨を通知するものとする。  
 (利用の条件の変更、承認の取消し等)  
 第4条 区長は、条例第7条第2項の規定により世田谷区立高齢者一時生活援助施設(以下「一時生活援助施設」という。)の利用の条件を変更し、又は条例第8条の規定により一時生活援助施設の利用の承認を取り消し、若しくは利用を停止するときは、利用者(一時生活援助施設の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用条件変更・利用承認取消・利用停止通知書(第4号様式)によりその旨を通知するものとする。  
 (利用期間の延長)  
 第5条 条例第9条ただし書の規定により延長することができる利用期間は、6月以内とする。ただし、区長が必要と認め

たときは、この限りでない。  
 2 条例第9条ただし書の規定により利用期間の延長を申請しようとする利用者は、区長に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用期間延長申請書(第5号様式)によりその旨を申請しなければならない。  
 3 区長は、前項の規定により申請があった場合において利用期間の延長の承認を決定したときは、当該申請をした者に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用期間延長承認書(第6号様式)を交付するものとする。  
 4 区長は、第2項の規定により申請があった場合において利用期間の延長の不承認を決定したときは、当該申請をした者に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設利用期間延長不承認通知書(第7号様式)によりその旨を通知するものとする。(使用料の減額)  
 第6条 区長は、条例第11条第1項の規定により使用料を減額するときは、別表左欄に掲げる利用者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助を受けている者を除く。次条において同じ。)の前年(1月から6月までの月分の使用料にあっては、前々年とする。次条第2項において同じ。)の収入額に応じて、それぞれ同表右欄に定める額に減額するものとする。  
 2 前項の収入額の算定方法は、世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例施行規則(平成2年10月世田谷区規則第61号)第4条第5項の規定の例によるものとする。(使用料の減免の手続)  
 第7条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、世田谷区立高齢者一時生活援助施設使用料減免申請書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。  
 2 前項に規定する申請書には、区長の求めに応じて、利用者の前年の収入額を証明する書類その他区長が必要と認めた書類を添付しなければならない。  
 3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、当該申請をした者に対し、世田谷区立高齢者一時生活援助施設使用料減免承認・不承認通知書(第9号様式)によりその旨を通知するものとする。(使用料の還付)  
 第8条 条例第15条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。  
 (1) 区の責めに帰すべき理由により利用ができなかったとき 使用料の全額  
 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき 使用料のうち区長が相当と認めた額  
 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする利用者は、世田谷区立高齢者一時生活援助施設使用料還付申請書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。(退去届)  
 第9条 条例第19条第1項の規定による届

<p>出は、世田谷区立高齢者一時生活援助施設退去届(第11号様式)により行わなければならない。 (委任) 第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例施行規則の廃止) 2 世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第73号)は、廃止する。 別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>利用者の前年の収入額</th> <th>減額後の使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200,000円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,000円を超え 1,368,000円以下</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>1,368,000円を超え 1,572,000円以下</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>1,572,000円を超え 1,758,000円以下</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>1,758,000円を超え 1,944,000円以下</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>1,944,000円を超え 2,265,000円以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2,265,000円を超え 2,586,000円以下</td> <td>38,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>様式省略</p> <p>世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則</p>	利用者の前年の収入額	減額後の使用料(月額)	1,200,000円以下	20,000円	1,200,000円を超え 1,368,000円以下	23,000円	1,368,000円を超え 1,572,000円以下	26,000円	1,572,000円を超え 1,758,000円以下	29,000円	1,758,000円を超え 1,944,000円以下	32,000円	1,944,000円を超え 2,265,000円以下	35,000円	2,265,000円を超え 2,586,000円以下	38,000円	<p>世田谷区介護保険条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第43号)の一部を次のように改正する。 第1号様式及び第2号様式を次のように改める。 様式省略 第4号様式を次のように改める。 様式省略 第6号様式から第9号様式までを次のように改める。 様式省略 第11号様式から第15号様式までを次のように改める。 様式省略 第17号様式中「<math>\text{\textcircled{印}}</math>」を削る。 附 則 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第8号様式の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第14号様式、第15号様式及び第17号様式に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p> <p>世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年3月世田谷区規則第69号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第33号様式及び第34号様式中</p> <p>年 月 日 性別 を</p>	<p>年 月 日 に改める。 第34号の2様式中「男・女」を削る。 第35号様式中 性別 を に改める。 附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。 別表第2備考以外の部分中「助産施設入所徴収金額表」を削り、同表備考2中「税率」の次に「(以下「適用税率」という。)」を加える。 別表第3備考以外の部分中「児童福祉施設徴収金減額基準表」を削り、同表C階層及びD1階層の部7の項中「損害保険等受領額」を「保険金等で補填される金額」に、「(」を「(」に改め、「例による。)」の次に「。」を加え、同部8の項中「(」を「(」に改め、「例による。)」の次に「。」を加え、同部9の項中「稼働者」を「稼働者」に改め、同表D階層の部を次のように改める。</p>
利用者の前年の収入額	減額後の使用料(月額)																	
1,200,000円以下	20,000円																	
1,200,000円を超え 1,368,000円以下	23,000円																	
1,368,000円を超え 1,572,000円以下	26,000円																	
1,572,000円を超え 1,758,000円以下	29,000円																	
1,758,000円を超え 1,944,000円以下	32,000円																	
1,944,000円を超え 2,265,000円以下	35,000円																	
2,265,000円を超え 2,586,000円以下	38,000円																	

D階層	10	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(保険金等で補填される金額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は、所得税法の例による。)	当該年度分の所得割額を右の算式のとおり仮定し、仮定した当該年度分の所得割額(以下「仮定当該年度分の所得割額」という。)に	$\text{仮定当該年度分の所得割額} = \text{当該年度分の所得割額} - (\text{損害金額} - \text{保険金等で補填される金額} - \text{前年の所得額の10分の1}) \times \text{適用税率}$ <p>ただし、当該仮定当該年度分の所得割額が0円以下となる場合には、C階層に適用する基準額</p>
	11	その年に前年の所得額の100分の5又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補填される金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は、所得税法の例による。)	当該年度分の所得割額(以下「仮定当該年度分の所得割額」という。)	$\text{仮定当該年度分の所得割額} = \text{当該年度分の所得割額} - \{ \text{支払った医療費} - \text{保険金等で補填される金額} - \text{前年の所得額の100分の5} \text{ (当該金額が所得税法に定める最高限度額を超える場合には、その最高限度額)} \} \times \text{適用税率}$ <p>ただし、当該仮定当該年度分の所得割額が0円以下となる場合には、C階層に適用する基準額</p>
	12	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	当該年度分の所得割額(以下「仮定当該年度分の所得割額」という。)	$\text{仮定当該年度分の所得割額} = \text{当該年度分の所得割額} - (\text{扶養控除額} + \text{配偶者控除額} + \text{配偶者特別控除額} + \text{障害者控除額}) \times \text{適用税率}$ <p>ただし、当該仮定当該年度分の所得割額が0円以下となる場合には、C階層に適用する基準額</p>
	13	その年の主たる稼働者が失業したとき。	当該年度分の所得割額(以下「仮定当該年度分の所得割額」という。)	$\text{仮定当該年度分の所得割額} = \text{その世帯の当該年度分の所得割額} - \text{その者の当該年度分の所得割額} + \text{退職所得に係る所得割額}$ <p>ただし、当該仮定当該年度分の所得割額が0円以下となる場合には、C階層に適用する基準額</p>

別表第3備考1中「及び「均等割」を「、「均等割」及び「所得割額」に、「及び均等割」を「、均等割及び所得割額(別表

第2に掲げる徴収金基準額を減額する場合にあっては、同表備考2に規定する徴収金算定所得割額)に改め、同表備考2及び備考3を次のように改める。

2 この表において「扶養控除額」とは、地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額の合計額(別表第2に掲げる徴収金基準額を減額する場合にあっては、当該合計額に扶養親族のうち16歳未満である者の数に330,000円を乗じて得た額及び扶養親族のうち16歳以上19歳未満である者の数に120,000円を乗じて得た額を合算した額)をいう。

3 この表において「配偶者控除額」とは、地方税法第314条の2第1項第10号に規定する額をいう。

別表第3備考5中「、「前年度分」を「前年度分」と、「仮定前年度分」とあるのは「仮定前年度分」に改め、同表備考5を同表備考7とし、同表備考4中「及び「前年分」とあるのは、それぞれ「前々年の」及び「前々年分」を「とあるのは、「前々年の」に改め、同表備考4を同表備考6とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 この表において「配偶者特別控除額」とは、地方税法第314条の2第1項第10号の2に規定する額をいう。

5 この表において「障害者控除額」とは、地方税法第314条の2第1項第6号及び第3項に規定する額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第3の規定は、令和2年7月以後の月分の徴収金について適用する。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和57年6月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総所得金額」の次に「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、「第35条の3第1項」を加え、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 270,000円

第5条第2項第4号中「その控除の対象となった勤労学生1人につき」を削り、同

号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 350,000円

第6条第10号を削る。

第12条第5号中「第6条第8号から第10号までのいずれか」を「第6条第8号又は第9号」に改める。

第16条中「未支払児童育成手当請求書(別記第14号様式)を「児童育成手当未支払手当請求書(第14号様式)に改める。

第14号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条、第6条及び第12条の規定は、令和3年6月以後の月分の児童育成手当に係る支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出について適用し、同月前の月分の児童育成手当に係る支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出については、なお従前の例による。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年12月世田谷区規則第73号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「除く」を「除き、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする」に、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、「第35条の3第1項」を加え、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 270,000円

第12条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者(父又は母を除く。) 350,000円

第13条中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「、「その他」を「その他」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式裏面中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「必ずこの証と被保険者証

と一緒に取扱い病院等の窓口」を「取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を併せて」に改め、「支給される場合は」の次に「、「電子的確認を受けるか」を加える。

第3号の2様式裏面中「問い合わせ先」を「問合せ先」に、「必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口」を「取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を併せて」に改め、「支給される場合は」の次に「、「電子的確認を受けるか」を加える。

第6号の4様式中「保険証記号番号」を「保険証記号番号枝番」に改める。

第7号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第12条の規定は、令和4年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付されている医療証で、有効期間を満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第6号の4様式及び第7号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成4年7月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第3号様式裏面中「必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口」を「取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証を併せて」に改め、「支給される場合は」の次に「、「電子的確認を受けるか」を加え、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

第3号の3様式裏面中「必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口」を「取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格

確認を受けない場合はこの証と被保険者証を併せて」に改め、「支給される場合は」の次に「、電子的確認を受けるか」を加え、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。  
第9号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第3号の3様式による用紙を用いて作成し、交付されている乳幼児医療証及び子ども医療証で、有効期間を満了していないものは、当該乳幼児医療証及び子ども医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の3様式による用紙を用いて作成し、交付された乳幼児医療証及び子ども医療証とみなす。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第9号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所使用条例施行規則（昭和50年4月世田谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第1号様式中「性別」、「男」及び「女」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成22年3月世田谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第7号中「財政担当部長」を「デジタル改革担当部長」に改め、同項中第40号を第43号とし、第39号を第40号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (41) 技監
- (42) 教育監

第6条第1項中第38号を第39号とし、第28号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

28 住民接種担当部長

第7条第7号中「財政課長」を「デジタル改革担当課長」に改め、同条第10号中「庁舎整備担当課長」を「庁舎管理担当課長」に改め、同条第14号中「施設管轄第一課長」を「公共施設マネジメント課長」に改め、同条中第38号を第40号とし、第37号を第38号とし、同号の次に次の1号を加える。

39 選挙管理委員会事務局次長

第7条中第36号を第37号とし、第28号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

28 住民接種調整担当課長

別表第1 新型インフルエンザ等対策政策経営部の項中「副部長 財政担当部長」を「副部長 デジタル改革担当部長」に改め、同項部に属する行政組織の欄中「財政担当部」を「デジタル改革担当部」に改め、同表新型インフルエンザ等対策土木部の項中「部長

道路・交通政策 部長 道路・交通 部長 計画」に改め、同項部に属する行政組織の欄中「道路・交通政策部」を「道路・交通計画部」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区食品衛生法施行細則（昭和50年4月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「申請書」の次に「及び届出書」を加え、同条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「申請書」の次に「及び省令第70条の2に規定する届出書」を加える。

第5条中「第52条第2項」を「第55条第2項」に改める。

第6条中「第68条」を「第68条から第70条まで」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「第8号様式による変更届に変更事項を明らかにする関係書類を添えて」を「第6号様式による届出書により」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(廃業の届出)

第8条 省令第71条の2に規定する廃業の届出は、第7号様式による届出書により、廃業した日から10日以内にななければならない。

(食品等の回収の届出)

第9条 法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出は、第8号様式による届出書により、遅滞なくしなければならない。

第10条及び第11条を削る。

第12条第1項第1号ア中「(食品衛生法施行条例(平成12年東京都条例第40号。以下「施行条例」という。))別表第2第3の部1の項に規定する生食用食肉の加工をいう。」を削り、同号イ中「(施行条例別表第2第3の部1の項に規定する生食用食肉の調理をいう。以下同じ。))」を削り、同条第2項第1号中「第11号様式」を「第9号様式」に改め、同項第2号中「第12号様式」を「第10号様式」に改め、同項第3号中「第13号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

様式省略

第4号様式中「第52条」を「第55条」に、

「営業所」を「施設」に改める。

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

様式省略

第9号様式を削る。

第11号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に、「第12条第2項第1号」を「第10条第2項第1号」に改め、同様式を第9号様式とする。

第12号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に、「第12条第2項第2号」を「第10条第2項第2号」に改め、同様式を第10号様式とする。

第13号様式中「第12条関係」を「第10条関係」に、「第12条第2項第3号」を「第10条第2項第3号」に改め、同様式を第11号様式とする。

附 則

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第9条の届出に当たっては、この規則による改正後の第3号様式については、この規則の施行の日前においても、使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第4号様式による用紙を用いて作成され、交付されている営業許可書は、この規則による改正後の第4号様式による用紙を用いて作成され、交付されている営業許可書とみなす。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第3号様式、第5号様式から第9号様式まで及び第11号様式から第13号様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（平成19年4月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「公表(第19条・)」を「勧告及び公表(第18条の2-)」に改める。

第11条第6項第2号中「を超える」を「以上の」に改め、同条第7項中「第2条第17号に定める」を「第2条第19号に規定する」に改め、「特別特定建築物」の次に「(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。))」を加える。

第18条中「第13条及び」を「第12条第1項、第13条、第15条及び」に改め、「図書」の次に「の部数」を加える。

「第4章 公表」を「第4章 勧告及び公表」に改める。

第4章中第19条の前に次の1条を加える。(勧告書)

第18条の2 条例第32条の規定による勧告は、勧告書(第13号様式)により行うものとする。

第21条中「第2条第7号」を「第2条第

8号」に改める。

別表第1の3の2の部特定道路の項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第5号様式の(1)から第9号様式までを次のように改める。

様式省略

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

様式省略

第12号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第5号様式の(1)から第9号様式まで、第11号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成10年9月世田谷区規則第100号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則」を「省令」に、「法に基づく高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号。以下「都条例」という。)」及び世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号。以下「区条例」という。)」を「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号。以下「区条例」という。)」及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)に基づき、区が処理することとされた高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号。以下「都条例」という。)」に改める。

第2条第1項中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「第29条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第2条の2 法第17条第3項の規定による計画の認定(以下「特定建築物の計画の認定」という。)又は法第18条第1項の規定による計画の変更の認定(法第22条の2第5項において準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。)を受けようとする者は、法第17条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申

出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、区長が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第17条第4項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

第3条中「(昭和25年法律第201号)」を削る。

第4条第1項中「法第18条第1項」を「特定建築物の計画の変更認定又は法第22条の2第5項において準用する法第18条第1項」に、「計画の変更認定」を「協定建築物の計画の変更認定」に、「規則」を「省令」に、「区長が必要と認める」を「当該計画の変更に係る」に改め、同条第2項中「及び認定通知書」を削る。

第5条第1項を次のように改める。

特定建築物の計画の認定を受けた計画(特定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあつては、その変更後のもの)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)又は法第22条の2第4項の規定による計画の認定(以下「協定建築物の計画の認定」という。)を受けた計画(協定建築物の計画の変更認定があつたときは、その変更後のもの)に係る協定建築物(以下「認定協定建築物」という。)の工事が完了する前に特定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)又は協定建築物の計画の認定を受けた者(以下「認定協定建築主等」という。)を変更しようとするときは、認定建築主等又は認定協定建築主等は、新たに認定建築主等又は認定協定建築主等になろうとする者と連署して、建築主等の変更届(第5号様式)の正本及び副本に認定通知書(特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書。以下同じ。)を添えて、区長に届け出なければならない。

第6条の見出し中「認定特定建築物」の次に「又は認定協定建築物」を加え、同条

中「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告」を「報告又は同条第5項の規定による報告」に、「の工事の完了の際」を「又は認定協定建築物の工事の完了時」に、「認定特定建築物の建築等」を「認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、区長が当該特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第7号様式)の正本及び副本により区長に届け出なければならない。

第7条第2項中「の規定による」を「の」に改める。

第8条の見出し中「認定特定建築物」の次に「又は認定協定建築物」を加え、同条第1項中「は、認定特定建築物」を「又は認定協定建築主等は、認定特定建築物又は認定協定建築物」に改め、同条第2項中「認定建築主等」の次に「又は認定協定建築主等」を加える。

第9条第2項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第10条第1項中「(平成11年東京都条例第106号)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(特別特定建築物に係る是正命令)  
第11条 法第15条第1項の規定による是正命令は、特別特定建築物に係る是正命令書(第14号様式)により行うものとする。第1号様式及び第1号の2様式を次のように改める。

様式省略

第2号様式中「」を削る。

第3号様式から第7号様式までを次のように改める。

様式省略

第8号様式中「」を削り、「特定建築物」を「建築物」に改める。

第9号様式から第12号様式までを次のように改める。

様式省略

第13号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2様式、第3号様式、第5号様式から第7号様式まで、第9号様式、第10号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の

# 世田谷区公報

令和3年4月20日 (第721号)

一部を改正する規則 世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第37号）の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。 別表第1（第7条関係）										
名 称	数	値								
世田谷区営粕谷四丁目アパート	ア	0.8789	世田谷区営シティコート世田谷給田	ア	0.9101	世田谷区営八幡山一丁目アパート	ア	0.8811		
	イ	0.9113		イ	0.9539		イ	0.9136		
	ウ	0.9252		ウ	0.9384		ウ	0.9275		
世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8929	世田谷区営上野毛福寿荘	0.9463		世田谷区営ホープ大蔵			0.8873	
	イ	0.9258	世田谷区営リラ祖師谷	0.9126		世田谷区営コスモ北烏山			0.9085	
	ウ	0.9399	世田谷区営フローレル北烏山	0.8975		世田谷区営上北沢五丁目第二アパート	ア	0.8756		
世田谷区営桜新町一丁目アパート			0.9479		世田谷区営北烏山八丁目アパート		イ	0.8527		
							イ	0.8841	イ	0.9079
						ウ	0.8976	ウ	0.9217	
世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.8605	世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	ア	0.9157	世田谷区営上馬四丁目アパート	ア	0.9501		
	イ	0.8922		イ	0.9296		イ	0.9453		
	ウ	0.9058		イ	0.9238		世田谷区営桜丘五丁目第二アパート		0.94	
世田谷区営桜上水三丁目アパート	0.936		世田谷区営弦巻二丁目アパート	ア	0.9238	世田谷区営上用上賀五丁目アパート	ア	0.9433		
				イ	0.9379		イ	0.9386		
				ウ	0.9523		世田谷区営上北沢一丁目アパート		0.9331	
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8542	世田谷区営アザレア経堂	0.9523		世田谷区営玉川四丁目アパート	0.9504			
	イ	0.8857	世田谷区営パークサイド野沢	0.9518			世田谷区営豪徳寺アパート（1号棟）		0.9416	
	ウ	0.8992	世田谷区営アーク上北沢	0.9351			世田谷区営豪徳寺アパート（2号棟）		0.9405	
世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.8886	世田谷区営中町四丁目アパート	0.9484						
	イ	0.9214	世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	0.9227					
	ウ	0.9354	イ	0.9368						
世田谷区営深沢四丁目アパート	0.9531		世田谷区営八幡山慶明館	0.9281						
			世田谷区営ユアーズ若林	0.9368						
			世田谷区営フローラ千歳台	0.9287						
世田谷区営赤堤一丁目アパート	0.9578		世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	ア	0.9396					
			世田谷区営八幡山三丁目第二アパート	0.9345		イ	0.9539			
						ア	0.9386			
イ	0.9529									
世田谷区営用賀二丁目アパート	ア	0.9023	世田谷区営ブラン深沢		0.9386					
	イ	0.9356	世田谷区営上用上賀四丁目アパート	ア	0.9307					
	ウ	0.9498		イ	0.9449					
世田谷区営用賀二丁目第二アパート		0.9		ア	0.8967					
				イ	0.9332					
				ウ	0.9474					
世田谷区営大原一丁目アパート	0.9487		世田谷区営弦巻四丁目アパート	ア	0.901					
				イ	0.9342					
				ウ	0.9484					
世田谷区営玉川三丁目アパート	0.9424		世田谷区営上北沢五丁目アパート	ア	0.8773					
				イ	0.9096					
				ウ	0.9235					
世田谷区営北烏山一丁目第二アパート	0.9265		世田谷区営世田谷二丁目アパート	ア	0.8914					
				イ	0.9242					
				ウ	0.9383					
世田谷区営桜新町二丁目アパート	ア	0.9065								
	イ	0.9399								
	ウ	0.9542								
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート	0.9529									

第1号様式裏面以外の部分を次のように改める。  
 様式省略  
 第1号の2様式及び第2号様式中「」を削る。  
 第3号様式及び第9号様式中「」を削る。  
 第9号の3様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第9号の4様式から第9号の6様式までの規定中「」を削る。  
 第9号の7様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第9号の8様式中「」を削る。  
 第10号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第12号様式裏面以外の部分、第13号様式及び第13号の2様式中「」を削る。  
 第14号様式中「」を削り、「なお」を「なお」に改める。  
 第15号様式中「」を削る。  
 第16号様式中「」を削る。  
 第17号様式中「」を削る。  
 第18号様式中「」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

# 世田谷区公報

第19号様式中「」を削る。  
 第20号様式中「」を削る。  
 第21号様式中「」を削る。  
 第22号様式及び第25号様式中「」を削る。  
 第27号様式、第30号様式及び第32号様式中「」を削る。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1号様式、第9号の7様式及び第10号様式の改正規定は、同年7月1日から施行する。

### 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則（平成7年2月世田谷区規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。  
 別表第4（第59条関係）

名 称	数 値
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9441
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9578
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9484
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.94
世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.9436
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.9531

第1号様式の(1)及び第1号様式の(2)を次のように改める。  
 様式省略

第7号様式及び第8号様式中「」を削る。

第9号様式の(1)を次のように改める。  
 様式省略

第9号様式の(2)中「」を削る。

第10号様式の(1)を次のように改める。  
 様式省略

第11号様式の(1)から第12号様式の(2)までの規定中「」を削る。

第13号様式中「」を削る。

第14号様式及び第15号様式中「」を削る。

第20号様式中「」を削る。

第21号様式中「」を削る。  
 第22号様式中「」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。  
 第23号様式中「」を削る。  
 第25号様式中「」を削る。  
 第26号様式中「」を削る。  
 第27号様式裏面を次のように改める。  
 様式省略

第32号様式中「」を削る。  
 第33号様式中「」を削る。  
 第36号様式中「」を削る。  
 第37号様式を次のように改める。  
 様式省略

第38号様式から第40号様式までの規定中「」を削る。  
 第41号様式を次のように改める。  
 様式省略

第42号様式中「」を削る。  
 第43号様式を次のように改める。  
 様式省略  
 第45号様式、第46号様式、第46号の4様式及び第48号様式中「」を削る。

第49号様式から第51号様式までの規定中「」を削る。

第52号様式中「」を削る。  
 第53号様式中「」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

第54号様式中「」を削る。  
 第55号様式及び第56号様式中「」を削る。

第57号様式、第58号様式及び第60号様式中「」を削る。

第61号様式裏面を次のように改める。  
 様式省略

第63号様式中「」を削る。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の(1)、第1号様式の(2)、第10号様式の(1)、第27号様式裏面、第41号様式、第43号様式及び第61号様式裏面の改正規定は、同年7月1日から施行する。

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例施行規則の一部を改正する規則  
 世田谷区立高齢者借上げ集合住宅条例施行規則（平成2年10月世田谷区規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までの規定中「」を削る。

第4号の2様式中「」を削る。  
 第8号様式、第11号様式及び第13号様式中「」を削る。

第14号様式中「」を削る。  
 第15号様式中「」を削る。  
 第16号様式中「」を削る。

第17号様式及び第18号様式中「」を削る。  
 第19号様式中「」を削る。

第20号様式及び第22号様式中「」を削る。  
 第23号様式中「」を削る。

第24号様式及び第24号の2様式中「」を削る。

第25号様式中「」を削る。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区空家等の対策の推進に関する条例等の施行に関する規則（平成28年3月世田谷区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の表法第14条第2項の項から法第14条第4項の項までを削り、同表法第14条第7項の項中「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同表法第14条第11項の項中「第12号様式」を「第9号様式」に改める。

第1号様式及び第3号様式中「」を削る。

第8号様式から第10号様式までを削り、第11号様式を第8号様式とし、第12号様式を第9号様式とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第2条の4に次の1項を加える。
- 3 区長が特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、納付すべき期限を別に指定して、又は分割して使用料を納付させることができる。
- 第6条に次の1項を加える。
- 3 区長が特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、納付す

べき期限を別に指定して占用料を納付させることができる。

第10条第2項中「別記第5号様式」を「第5号様式」に改める。

第5号様式中「住所」を「住所」に、「氏名」を「氏名」に改め、「**㊦**」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

第8号様式中「住所」を「住所」に、「氏名」を「氏名」に改め、「**㊦**」を削り、「電話」を「電話番号」に改め、「( )」を削る。

附則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立多摩川玉堤広場条例施行規則(昭和53年12月世田谷区規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第1号様式」を「第1号様式」に改める。

第7条第2項中「別記第3号様式」を「第3号様式」に改める。

第8条第3項中「別記第4号様式」を「第4号様式」に改める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

様式省略

附則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則(平成7年3月世田谷区規則第46号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 区長が特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、納付すべき期限を別に指定して、又は分割して使用料を納付させることができる。

第10条に次の1項を加える。

3 区長が特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、納付すべき期限を別に指定して占用料を納付させることができる。

別表第1の3の部世田谷区立上用賀3-8遊び場の項の前に次のように加える。

世田谷区立上用賀苗圃	東京都世田谷区上用賀二丁目4番
------------	-----------------

別表第1の3の部世田谷区立等々力2-31遊び場の項の次に次のように加える。

世田谷区立中町第三苗圃	東京都世田谷区中町二丁目25番
-------------	-----------------

別表第1の4の部世田谷区立宇奈根1-9遊び場の項の前に次のように加える。

世田谷区立宇奈根第一苗圃	東京都世田谷区宇奈根一丁目28番
--------------	------------------

別表第1の4の部世田谷区立宇奈根1-22遊び場の項の次に次のように加える。

世田谷区立大蔵苗圃	東京都世田谷区大蔵五丁目19番
-----------	-----------------

第1号様式中「住所」を「住所」に、「氏名」を「氏名」に改め、「**㊦**」を削り、「電話」を「電話番号」に改める。

第3号様式中「住所」を「住所」に、「氏名」を「氏名」に改め、「**㊦**」を削り、「電話」を「電話番号」に改め、「( )」を削る。

附則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第50条の2第3号中「若しくは賃金」を削る。

第80条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第14号」を「第1項第13号」に改める。

第83条第1項ただし書中「第80条第1項第14号」を「第80条第1項第13号」に改める。

第84条中「前条による精算の終わっていない者」を「前条の規定による精算が終わっていないもの」に改め、同条ただし書中「同条第1項第1号、第2号、第10号及び第13号」を「同条第1項第1号、第2号、第9号及び第12号」に改める。

別表玉川総合支所地域施設整備担当課地域施設整備担当係長の項を削り、同表政策経営部経営改革・官民連携担当課経営改革・官民連携担当係長(経営改革・官民連携担当課長が指定する者)の項中「経営改革・官民連携担当係長(経営改革・官民連携担当課長が指定する者)」を「ふるさと納税対策担当係長」に改め、同表財政担当部財政課ふるさと納税対策担当係長の項及び総務部総務課庁舎管理係長の項を削り、同表庁舎整備担当部庁舎整備担当課庁舎整備担当係長(庁舎整備担当課長が指定する者)の項中「庁舎整備担当部庁舎整備担当課」を「庁舎整備担当部庁舎管理担当課」に、「庁舎整備担当係長(庁舎整備担当課長が指定する者)」を「庁舎管理担当係長(庁舎管理担当課長が指定する者)」に、「庁舎整備担当課」を「庁舎管理担当課」に改め、同表環境政策部環境計画課環境計画担当係長(環境計画課長が指定する者)の項を削り、同表保育部保育課教育・保育施設担当係長(保育課長が指定する者)の項中「教育・保育施設担当係長(保育課長が指定する者)」を「調整係長」に改め、同表保育部保育計画・整備支援担当課保育計

画・整備支援担当係長(保育計画・整備支援担当課長が指定する者)の項及び幼児教育・保育推進担当課幼児教育・保育推進担当係長(幼児教育・保育推進担当課長が指定する者)の項を削り、同表学校職員課教職員給与係長の項の次に次のように加える。

乳幼児教育・保育支援課 乳幼児教育・保育支援担当係長(乳幼児教育・保育支援課長が指定する者)	乳幼児教育・保育支援課に属する収納金の収納及び払込み
---	----------------------------

附則  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項を次のように改める。

課に物品出納員1名を置き、区長がこれを命ずる。ただし、物品の出納が行われない場合については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、複数の物品出納員を置き、区長がこれを命ずることができる。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「総括出納員」の次に「(物品出納員のうち会計課出納係長及び教育総務課経理係長の職にあるものをいう。以下同じ。)」を、「所属出納員」の次に「(第1項及び第2項の規定に基づき区長が命じた物品出納員をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 物品出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職にある者をもって充てる。ただし、当該各号に定める職にある者が複数いる場合は、それらの者のうちから物品管理者が指定する者をもって充てる。

- (1) 課(農業委員会、区立小学校及び区立中学校を除く。) 係長又は担当係長
- (2) 農業委員会 都市農業課の物品出納員
- (3) 区立小学校及び区立中学校 事務職員

第10条第2項中「別表第1の右欄に掲げる事務」を「その所管に属する物品の出納保管及び出納通知の審査に関する事務(砧清掃事務所にあつては、その所管に属する物品の出納保管及び出納通知の審査に関する事務並びにその所管に属する不用品の出納保管に関する事務)」に、「別表第2」を「次の表の左欄に掲げる職に応じて同表」に改め、同項に次の表を加える。

会計課出納係長	1 物品の取得及び異動に係る審査及び整理に関すること(教育総務
---------	---------------------------------

世田谷区公報

	<p>課経理係長に委任することを除く。)</p> <p>2 不用品の出納保管及び報告に関すること(砧清掃事務所管理係長及び教育総務課経理係長に委任することを除く。)</p> <p>3 他の物品出納員との連絡調整及び報告の収集に関すること。</p>	<p>第13条の表区長が決定する事案の項及び副区長が決定する事案の項中「他の副区長及び」を削る。</p> <p>別表2の部地域振興課の款18の項及び同部地域施設整備担当課の款を削る。</p> <p>附則 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(1) 世田谷区梅丘二丁目1322番1の内 (2) 世田谷区梅丘二丁目1322番1の内 3 変更の区域</p> <p>(1) 延長 15.40メートル 幅員 0.13メートルから0.35メートルまで 面積 3.22平方メートル</p> <p>(2) 延長 7.17メートル 幅員 0.17メートルから0.81メートルまで 面積 4.72平方メートル</p>
<p>教育総務課経理係長</p>	<p>1 その所管に属する物品の取得及び異動に係る審査及び整理に関すること。</p> <p>2 その所管に属する不用品の出納保管及び報告に関すること。</p> <p>3 その所管に属する他の所属出納員との連絡調整及び報告の収集に関すること。</p>	<p>◎世田谷区告示第165号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区赤堤四丁目857番31の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.99メートル 幅員 0.67メートルから0.68メートルまで 面積 6.76平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年3月1日</p>	<p>4 供用開始の期日 令和3年3月1日</p> <p>◎世田谷区告示第168号 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 11-D132-13</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢五丁目1125番17の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.33メートル 幅員 0.16メートルから0.19メートルまで 面積 1.11平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年3月1日</p>
<p>第11条第1項中「その他必要な施設」を削り、同条第2項中「及び施設」を削る。 別表第1及び別表第2を削る。 附則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>訓令甲</p> <p>◎世田谷区訓令甲第8号 庁 中 一 般 総 合 支 所 世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。 令和3年3月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>第1条の2第2項を削る。</p> <p>第2条第1項の表副支所長の項中「地域調整課(世田谷総合支所に限る。)</p> <p>施設整備担当課(玉川総合支所に限る。)」を「地域調整課(世田谷総合支所に限る。)」に改める。</p> <p>第8条の表地域振興課の部生涯学習・施設担当係長の項第7号中「及び地域施設整備担当課地域施設整備担当係長」を削り、同部地域施設整備担当係長(世田谷総合支所及び北沢総合支所に限る。)の項中「世田谷総合支所及び北沢総合支所」を「北沢総合支所及び玉川総合支所」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 玉川総合支所庁舎及び玉川地域の地区会館等の整備及び改修に関すること(玉川総合支所に限る。)</p> <p>第8条の表地域施設整備担当課の部を削り、同表街づくり課の部街づくり担当係長の項第38号中「(世田谷総合支所を除く。)」を削る。</p> <p>第9条の表保健福祉課の部地域支援担当係長の項に次の1号を加える。</p> <p>(2) 保健相談等に関すること。</p>	<p>◎世田谷区告示第166号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 36-4</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目888番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.59メートル 幅員 0.16メートルから0.19メートルまで 面積 1.72平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和3年3月1日</p>	<p>◎世田谷区告示第167号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1</p> <p>2 変更の区間</p>	<p>◎世田谷区告示第169号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名 称 世田谷区立喜多見緑道</p> <p>2 位 置 東京都世田谷区喜多見四丁目20番30号</p> <p>3 区 域 別紙案内図のとおり</p> <p>4 変更の期日 令和3年3月1日</p> <p>別紙省略</p> <p>◎世田谷区告示第170号 次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。 令和3年3月1日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 名 称 世田谷区立野川第二緑道</p> <p>2 位 置 東京都世田谷区大蔵六丁目20番</p>

23号  
3 区 域 別紙案内図のと  
おり  
4 変更の期日 令和3年3月1  
日  
別紙省略

◎世田谷区告示第171号  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和3年3月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第172号  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和3年3月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第173号  
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和3年3月2日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第174号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月2日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区梅丘一丁目1962番4の内から1962番6まで  
3 変更の区域  
延長 6.56メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 1.17平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月2日

◎世田谷区告示第175号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月3日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区代田二丁目676番53の内  
(2) 世田谷区代田二丁目676番53の内  
3 変更の区域  
(1) 延長 16.75メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.26メートルまで  
面積 4.69平方メートル  
(2) 延長 8.98メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.17メートルまで  
面積 1.44平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月3日

◎世田谷区告示第176号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和3年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月3日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目676番53の内  
3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.26メートル  
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第177号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月3日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 36-5  
(2) 36-5  
2 供用開始の区間  
(1) 世田谷区太子堂二丁目280番15から281番26まで  
(2) 世田谷区三宿一丁目288番18から288番19まで  
3 供用開始の区域  
(1) 延長 21.65メートル  
幅員 1.63メートル  
面積 35.90平方メートル  
(2) 延長 9.48メートル  
幅員 1.63メートル  
面積 15.23平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月3日

◎世田谷区告示第178号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月3日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区三宿二丁目245番7の内  
(2) 世田谷区三宿二丁目245番7の内  
3 変更の区域  
(1) 延長 11.35メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.23メートルまで  
面積 2.36平方メートル  
(2) 面積 1.16平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月3日

◎世田谷区告示第179号  
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則(平成4年7月世田谷区規則第86号)第9条の規定に基づき告示する。  
令和3年3月4日  
世田谷区長 保坂展人  
回収不能によるもの  
世田谷総合支所許可分  
品川61-65  
玉川総合支所許可分  
品川74-80

◎世田谷区告示第180号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月4日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
53-9  
2 供用開始の区間  
世田谷区桜上水三丁目348番5  
3 供用開始の区域  
延長 11.96メートル  
幅員 0.96メートルから  
0.97メートルまで  
面積 11.59平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月4日

◎世田谷区告示第181号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月4日から

# 世田谷区公報

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区成城四丁目1847番6
- 3 変更の区域  
延長 2.27メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.53メートルまで  
面積 0.71平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月4日

### ◎世田谷区告示第182号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定し、新たに指定した区管理道路線の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年3月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
45-G474
- 2 指定する起終点  
世田谷区大蔵四丁目200番2の内から97番2の内まで
- 3 道路の延長  
353.70メートル
- 4 道路の幅員  
5.92メートルから7.85メートルまで
- 5 道路の面積  
2619.09平方メートル
- 6 用途  
区管理道路

### ◎世田谷区告示第183号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所として指定した施設又は場所を、次のとおり変更したので告示する。

令和3年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 変更後の指定緊急避難場所として指定した施設又は場所  
別紙指定緊急避難場所一覧のとおり
- 2 変更後の指定避難所として指定した施設  
別紙指定避難所一覧のとおり
- 3 変更の年月日  
令和3年3月1日

別紙省略

### ◎世田谷区告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月5日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-31
- 2 変更の区間  
世田谷区玉川二丁目1467番9
- 3 変更の区域  
延長 40.18メートル  
幅員 1.41メートルから  
1.59メートルまで  
面積 60.42平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月5日

### ◎世田谷区告示第185号

令和3年3月5日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和3年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和2年度世田谷区一般会計補正予算（第6次）
- 2 令和2年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第2次）
- 3 令和2年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第2次）
- 4 令和2年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第2次）

別添省略

### ◎世田谷区告示第186号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立深沢七丁目もみじ公園
- 2 位置  
東京都世田谷区深沢七丁目18番17号
- 3 区域  
別紙案内図のとおり
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月31日

別紙省略

### ◎世田谷区告示第187号

世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立砧一丁目ろっかく公園
- 2 位置  
東京都世田谷区砧一丁目30番6

- |     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 3 区 | 域       | 号<br>別紙案内図のとおり |
| 4   | 供用開始の期日 | 令和3年3月31日      |

別紙省略

### ◎世田谷区告示第188号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立等々力溪谷公園
- 2 位置  
東京都世田谷区等々力一丁目22番26号
- 3 区域  
別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日  
令和3年3月31日

別紙省略

### ◎世田谷区告示第189号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区立岡本わきみず緑地
- 2 位置  
東京都世田谷区岡本二丁目35番16号
- 3 区域  
別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日  
令和3年3月31日

別紙省略

### ◎世田谷区告示第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号  
第2863号
- 2 指定変更年月日  
令和3年3月8日
- 3 指定変更の位置  
世田谷区成城七丁目1129番1の一部、1129番50及び1129番50地先無番
- 4 道路の幅員  
4.92メートル
- 5 道路の延長  
15.90メートル
- 6 申請者氏名  
山下 佳苗

### ◎世田谷区告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢二丁目1050番113の内
- 3 変更の区域  
延長 10.49メートル  
幅員 0.46メートルから  
0.68メートルまで  
面積 6.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月9日

◎世田谷区告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
34-32
- 2 変更の区間  
世田谷区松原一丁目123番8の内から123番87の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.51メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月9日

◎世田谷区告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
31-14
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂三丁目444番22の内から444番38の内まで
- 3 変更の区域  
延長 11.62メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月9日

◎世田谷区告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目589番23の内
- 3 変更の区域  
延長 9.87メートル  
幅員 1.54メートル  
面積 15.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月9日

◎世田谷区告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂二丁目341番27の内
- 3 変更の区域  
延長 4.94メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月9日

◎世田谷区告示第196号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年3月9日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
47-6
- 2 供用開始の区間  
世田谷区桜上水二丁目626番7
- 3 供用開始の区域  
延長 15.23メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 15.15平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月10日

◎世田谷区告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区北沢五丁目787番11から787番11まで
- 3 供用開始の区域  
延長 29.76メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 19.22平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月10日

◎世田谷区告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目577番30
- 3 変更の区域  
延長 14.17メートル  
幅員 0.54メートルから  
0.76メートルまで  
面積 9.67平方メートル

◎世田谷区告示第200号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D132-14
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢五丁目1140番7の内から1140番18の内まで
- 3 変更の区域  
延長 35.68メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.22メートルまで  
面積 6.62平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月10日

◎世田谷区告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-6
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂二丁目2250番35の内
- 3 変更の区域  
延長 2.70メートル  
幅員 0.22メートルから  
0.23メートルまで  
面積 0.62平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月10日

◎世田谷区告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年3月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-6
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂二丁目2250番35の内
- 3 変更の区域  
延長 0.10メートル  
幅員 0.22メートル  
面積 0.02平方メートル

◎世田谷区告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和3年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム等々力
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区等々力五丁目19番11号
- 3 事業者の名称  
社会福祉法人老後を幸せにする会
- 4 廃止届受理年月日  
令和3年2月25日
- 5 サービスの種類  
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
GENKINE XT世田谷深沢
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区深沢三丁目10番13-101号
- 3 事業者の名称  
株式会社アドムK
- 4 廃止届受理年月日  
令和3年3月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷五丁目660番11の内
- 3 変更の区域  
延長 6.98メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月11日

◎世田谷区告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区赤堤四丁目974番26
- 3 変更の区域  
延長 3.60メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.67平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月11日

◎世田谷区告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

- (1) 28-1
- (2) 28-1

2 変更の区間

- (1) 世田谷区喜多見四丁目3575番16の内
- (2) 世田谷区喜多見四丁目3575番16の内

3 変更の区域

- (1) 延長 49.16メートル  
幅員 0.22メートルから  
0.43メートルまで  
面積 34.79平方メートル
- (2) 延長 40.98メートル  
幅員 1.79メートルから  
1.95メートルまで  
面積 77.98平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年3月12日

◎世田谷区告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区世田谷四丁目993番6の内から993番3の内まで
- 3 変更の区域  
延長 150.79メートル  
幅員 0.00メートルから  
6.12メートルまで  
面積 421.20平方メートル

◎世田谷区告示第209号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目265番2の内
- 3 変更の区域  
面積 2.00平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和3年3月12日

◎世田谷区告示第211号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D222-05
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目265番2の内
- 3 変更の区域  
延長 8.92メートル  
幅員 0.66メートルから  
0.74メートルまで  
面積 6.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月12日

◎世田谷区告示第212号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2864号
- 2 指定変更年月日 令和3年3月11日
- 3 指定変更の位置 世田谷区桜二丁目611番3の一部及び611番6の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 5.91メートル
- 6 申請者氏名 浦城 眞子

◎世田谷区告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷三丁目97番6の内
- 3 変更の区域  
延長 7.77メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月12日

◎世田谷区告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川二丁目19番1の内
- 3 変更の区域  
延長 8.25メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 1.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月12日

◎世田谷区告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目341番11の内
- 3 変更の区域  
延長 8.15メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 5.18平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月15日

◎世田谷区告示第216号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
31-D397-05
- 2 変更の区間  
世田谷区新町二丁目217番14の内から217番15の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.08メートル  
幅員 0.27メートルから  
0.30メートルまで  
面積 2.96平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月15日

◎世田谷区告示第217号

平成16年8月13日世田谷区告示第604号の一部を次のように訂正する。

令和3年3月15日

世田谷区長 保坂展人

告示中「面積 1110.89平方メートル」を「面積 1105.33平方メートル」に訂正する。

ル」を「面積 1105.33平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区給田五丁目88番1の内
- 3 変更の区域  
延長 26.09メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 16.34平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月15日

◎世田谷区告示第219号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D211-04
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢四丁目655番12の内
- 3 変更の区域  
延長 10.87メートル  
幅員 0.65メートルから  
0.69メートルまで  
面積 7.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月16日

◎世田谷区告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
49-22
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1639番19の内
- 3 変更の区域  
延長 10.56メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.16メートルまで  
面積 1.71平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月16日

◎世田谷区告示第221号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
49-22
- 2 供用開始の区間  
世田谷区羽根木一丁目1639番20の内
- 3 供用開始の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.23メートル  
面積 0.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月16日

◎世田谷区告示第222号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 e笑顔
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区経堂四丁目4番5号103号室
- 3 事業者の名称 e笑顔合同会社
- 4 指定年月日 令和3年3月30日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第223号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和3年3月17日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,625円
2	普通作業員	2,295円
3	軽作業員	1,658円
4	造園工	2,295円
5	法面工	2,880円
6	とび工	2,965円
7	石工	2,901円
8	ブロック工	2,689円

9	電工	2,731円
10	鉄筋工	2,933円
11	鉄骨工	2,731円
12	塗装工	3,103円
13	溶接工	3,326円
14	運転手(特殊)	2,614円
15	運転手(一般)	2,157円
16	潜かん工	3,230円
17	潜かん世話役	3,804円
18	さく岩工	3,284円
19	トンネル特殊工	3,124円
20	トンネル作業員	2,635円
21	トンネル世話役	3,570円
22	橋りょう特殊工	3,230円
23	橋りょう塗装工	3,315円
24	橋りょう世話役	3,783円
25	土木一般世話役	2,710円
26	高級船員	3,241円
27	普通船員	2,561円
28	潜水士	4,399円
29	潜水連絡員	3,103円
30	潜水送気員	3,029円
31	山林砂防工	2,859円
32	軌道工	4,962円
33	型わく工	2,795円
34	大工	2,720円
35	左官	2,944円
36	配管工	2,497円
37	はつり工	2,667円
38	防水工	3,177円
39	板金工	3,039円
40	タイル工	-
41	サッシ工	2,731円
42	屋根ふき工	-
43	内装工	2,975円
44	ガラス工	2,731円
45	建具工	-
46	ダクト工	2,434円
47	保温工	2,412円
48	建築ブロック工	-
49	設備機械工	2,444円
50	交通誘導員A	1,658円
51	交通誘導員B	1,477円
52	上記以外の職種	1,130円

備考

1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。

2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。

(1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,365円

(2) 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額

3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「-」で表示する。

附則

この告示は、令和3年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用する。

◎世田谷区告示第224号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢五丁目11番7
- 3 変更の区域  
延長 15.77メートル  
幅員 0.31メートルから0.42メートルまで  
面積 5.82平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月17日

◎世田谷区告示第225号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 40-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区船橋一丁目318番9の内  
(2) 世田谷区船橋一丁目318番9の内
- 3 変更の区域

(1) 延長 9.36メートル  
幅員 0.80メートルから  
0.87メートルまで  
面積 7.79平方メートル  
(2) 面積 1.80平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月17日

◎世田谷区告示第226号  
介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。  
令和3年3月17日  
世田谷区長 保坂展人  
1 事業所の名称 プラットフォーム  
三軒茶屋  
2 事業所の所在地 東京都世田谷区上  
馬二丁目21番14号  
コーポなかやま20  
2号室  
3 事業者の名称 東明株式会社  
4 指定年月日 令和3年3月31日  
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第227号  
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、令和3年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号  
11-Z045  
2 位置  
世田谷区代沢五丁目1094番1地先  
無番から1094番2地先無番まで  
3 廃止の期日  
令和3年3月18日

◎世田谷区告示第228号  
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、令和3年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号  
11-Z063  
2 位置  
世田谷区代沢五丁目1094番1地先  
無番  
3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第229号  
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号  
42-Z057  
2 位置  
世田谷区南烏山一丁目205番3地  
先無番から198番2地先無番まで  
3 廃止の期日  
令和3年3月18日

◎世田谷区告示第230号  
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。  
この関係図面は、令和3年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定番号  
42-G160  
2 指定する起終点  
世田谷区南烏山一丁目199番地先  
無番から198番2地先無番まで  
3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第231号  
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、令和3年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月18日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号  
42-Z131  
2 位置  
世田谷区南烏山一丁目205番3地  
先無番から203番15地先無番まで  
3 用途  
区管理水路

◎世田谷区告示第232号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月19日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区赤堤二丁目25番13の内  
3 変更の区域  
延長 14.07メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.28メートルまで

面積 3.49平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月19日

◎世田谷区告示第233号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月19日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目638番2の内  
3 変更の区域  
延長 8.92メートル  
幅員 0.33メートルから  
0.34メートルまで  
面積 3.05平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月19日

◎世田谷区告示第234号  
令和元年12月23日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。  
なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。  
令和3年3月22日  
世田谷区長 保坂展人  
住民票の写し  
1 住所及び氏名  
住所 東京都世田谷区新町二丁目8番7号種谷方  
氏名 渡邊 超太郎  
2 交付年月日  
令和元年12月23日に交付されたもの

◎世田谷区告示第235号  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和3年3月22日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目35番27から35  
番28まで  
3 変更の区域  
延長 30.02メートル  
幅員 0.50メートル  
面積 15.04平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和3年3月22日

◎世田谷区告示第236号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2865号
- 2 指定変更年月日 令和3年3月19日
- 3 指定変更の位置 世田谷区桜上水一丁目179番7の一部
- 4 道路の幅員 0.54メートル
- 5 道路の延長 8.65メートル
- 6 申請者氏名 杉山 昇

◎世田谷区告示第237号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2868号
- 2 指定変更年月日 令和3年3月22日
- 3 指定変更の位置 世田谷区上馬一丁目555番98の一部
- 4 すみ切りの廃止 2.00メートル
- 5 申請者氏名 平間 圭介

◎世田谷区告示第238号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年3月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスル・クール
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区五本木一丁目16番9-101号
- 3 事業者の名称 株式会社ル・クール
- 4 廃止届受理年月日 令和3年3月11日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第239号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 36-5
- 2 供用開始の区間 世田谷区経堂四丁目583番19から583番20まで

3 供用開始の区域

- 延長 6.12メートル
- 幅員 1.78メートルから1.81メートルまで
- 面積 11.10平方メートル

4 供用開始の期日

令和3年3月24日

◎世田谷区告示第240号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林一丁目51番31の内から51番33の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 10.01メートル
  - 幅員 0.60メートルから0.65メートルまで
  - 面積 6.22平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年3月24日

◎世田谷区告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区宮坂一丁目2443番56
- 3 変更の区域
  - 延長 4.08メートル
  - 幅員 0.00メートルから0.11メートルまで
  - 面積 0.48平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年3月24日

◎世田谷区告示第242号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年3月24日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第243号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2867号
- 2 指定変更年月日 令和3年3月23日
- 3 指定変更の位置 世田谷区若林二丁目542番18の内
- 4 道路の幅員 0.54メートルから0.61メートルまで
- 5 道路の延長 9.68メートル
- 6 申請者氏名 長井 健輔

◎世田谷区告示第244号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区成城四丁目1985番18から1986番7まで
- 3 変更の区域
  - 延長 6.69メートル
  - 幅員 0.95メートルから0.99メートルまで
  - 面積 6.79平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和3年3月25日

◎世田谷区告示第245号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第182号
- 2 指定年月日 令和3年3月24日
- 3 指定する道路の種別 道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 指定する道路の区域 世田谷区上祖師谷七丁目915番84の内から914番32まで
- 5 指定する道路の延長 15.32メートル
- 6 指定する道路の幅員 12.12メートルから12.22メートル

◎世田谷区告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目267番1の内
- 3 変更の区域  
延長 13.42メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月26日

◎世田谷区告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 31-19  
(2) 34-5
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区北沢四丁目881番10の内  
(2) 世田谷区北沢四丁目881番10の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 16.75メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 4.10平方メートル  
(2) 延長 14.64メートル  
幅員 0.01メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月26日

◎世田谷区告示第248号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和3年3月26日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 指定取消番号 第181号
  - 2 指定取消年月日 令和3年3月25日
  - 3 指定取消の位置 世田谷区野沢二丁目92番12の一部から野沢一丁目56番12まで
  - 4 道路の幅員 7.91メートルから  
8.00メートルまで
  - 5 道路の延長 6.37メートル
  - 6 申出者氏名 世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第249号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

- 令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人
- 1 指定変更番号 第2866号
  - 2 指定変更年月日 令和3年3月25日
  - 3 指定変更の位置 世田谷区上北沢一丁目671番18、672番13及び672番14の各一部
  - 4 道路の幅員 4.00メートル
  - 5 道路の延長 11.43メートル
  - 6 申請者氏名 株式会社良栄  
代表取締役 森田良人

◎世田谷区告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区粕谷二丁目164番19から164番20まで
- 3 供用開始の区域  
延長 33.30メートル  
幅員 3.54メートルから  
3.61メートルまで  
面積 120.65平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月26日

◎世田谷区告示第251号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第252号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第253号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第254号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第255号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第256号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第257号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区成城七丁目868番11
- 3 変更の区域  
延長 23.12メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 5.80平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月26日

◎世田谷区告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1

# 世田谷区公報

- 2 供用開始の区間  
世田谷区上祖師谷二丁目290番9の内
- 3 供用開始の区域  
延長 12.67メートル  
幅員 0.25メートルから  
0.39メートルまで  
面積 4.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月29日

### ◎世田谷区告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。  
この関係図面は、令和3年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-12
- 2 変更により廃止する区間  
世田谷区代田二丁目707番23の内から707番21の内まで
- 3 変更により廃止する区域  
延長 23.17メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.35メートルまで  
面積 7.05平方メートル
- 4 変更により廃止する立体的区域の区間  
世田谷区代田二丁目707番23の内から707番21の内まで
- 5 変更により廃止する立体的区域の延長  
23.17メートル
- 6 区域廃止の期日  
令和3年3月29日

### ◎世田谷区告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和3年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 58-1  
(2) 32-12
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区代田二丁目707番23の内から707番21の内まで  
(2) 世田谷区代田二丁目707番23の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 23.17メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.35メートルまで  
面積 6.17平方メートル  
(2) 面積 0.87平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月29日

### ◎世田谷区告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
32-12
- 2 供用開始の区間  
世田谷区代田二丁目707番19から707番25まで
- 3 供用開始の区域  
延長 51.88メートル  
幅員 29.73メートルから  
37.35メートルまで  
面積 1415.16平方メートル
- 4 供用開始する立体的区域の区間  
世田谷区代田二丁目707番18から707番17まで
- 5 供用開始する立体的区域の延長  
45.29メートル
- 6 供用開始の期日  
令和3年3月29日

### ◎世田谷区告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-14
- 2 変更の区間  
世田谷区代沢二丁目129番21の内
- 3 変更の区域  
延長 12.13メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.21メートルまで  
面積 2.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月30日

### ◎世田谷区告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上野毛四丁目303番1
- 3 変更の区域  
延長 41.00メートル  
幅員 0.16メートル  
面積 6.68平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月30日

### ◎世田谷区告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内  
(2) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内  
(3) 世田谷区尾山台一丁目87番7の内
- 3 変更の区域  
(1) 面積 2.18平方メートル  
(2) 延長 55.50メートル  
幅員 0.16メートル  
面積 11.04平方メートル  
(3) 延長 36.26メートル  
幅員 1.32メートル  
面積 33.27平方メートル

### ◎世田谷区告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区等々力一丁目78番23  
(2) 世田谷区等々力一丁目78番23地先無番から78番21地先無番まで
- 3 変更の区域  
(1) 面積 2.54平方メートル  
(2) 延長 29.18メートル  
幅員 1.27メートル  
面積 37.07平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和3年3月30日

### ◎世田谷区告示第267号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年3月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
34-G073
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区等々力一丁目78番2地先無番から78番3地先無番

<p>まで (新) 世田谷区等々力一丁目78番3 地先無番 3 廃止の期日 令和3年3月30日</p>	<p>令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 ステップぱーとな ー用賀 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用 賀二丁目33番11号 3 事業者の名称 J T L S t u d i o株式会社 4 指定年月日 令和3年4月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>	<p>世田谷区桜新町一丁目430番19の 内 3 変更の区域 延長 5.49メートル 幅員 0.64メートル 面積 3.54平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年3月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第268号 平成28年1月14日世田谷区告示第22号の 一部を次のように訂正する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 告示中「面積 1399.95平方メートル」 を「面積 1399.91平方メートル」 に訂正する。</p>	<p>◎世田谷区告示第272号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 78条の5第2項の規定による指定地域密着 型サービス事業の廃止の届出があったので、 同法第78条の11第2号の規定により告示す る。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 いきいきらいふ SPA用賀 2 事業所の所在地 東京都世田谷区 用賀二丁目33番 11号 3 事業者の名称 株式会社スリー ・イー 4 廃止届受理年月日 令和3年2月12 日 5 サービスの種類 地域密着型通所 介護</p>	<p>◎世田谷区告示第275号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月30日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区等々力二丁目28番3の内 3 変更の区域 延長 7.19メートル 幅員 2.18メートル 面積 15.70平方メートル 4 供用開始の期日 令和3年3月30日</p>
<p>◎世田谷区告示第269号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 第2項の規定に基づき、特別区道路線の供 用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月30日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 36-19 2 供用開始の区間 世田谷区北沢三丁目543番81から5 39番8まで 3 供用開始の区域 延長 76.83メートル 幅員 6.63メートルから 28.11メートルまで 面積 1399.91平方メートル 4 供用開始する立体的区域の区間 世田谷区北沢三丁目543番81から5 39番3まで 5 供用開始する立体的区域の延長 81.74メートル 6 供用開始の期日 令和3年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第273号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を廃止する。 この関係図面は、令和3年3月30日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 41-34 2 変更により廃止する区間 世田谷区世田谷三丁目1033番8か ら5000番30まで 3 変更により廃止する区域 延長 7.81メートル 幅員 0.00メートルから 0.56メートルまで 面積 2.23平方メートル 4 供用廃止の期日 令和3年3月30日</p>	<p>◎世田谷区告示第276号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 第1項の規定に基づき、特別区道路線の区 域を次のように変更する。 この関係図面は、令和3年3月30日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区等々力二丁目28番3の内 (2) 世田谷区等々力二丁目28番3の内 3 変更の区域 (1) 延長 0.05メートル 幅員 2.18メートル 面積 0.11平方メートル (2) 延長 0.06メートル 幅員 2.18メートル 面積 0.14平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第270号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 78条の2第1項の規定により指定地域密着 型サービス事業者を指定したので、同法第 78条の11第1号の規定により告示する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 レストランデイ T E A倶楽部成城 2 事業所の所在地 東京都世田谷区成 城二丁目40番5号 ヴェルドミール成 城303号室 3 事業者の名称 株式会社ヘルシー ビット 4 指定年月日 令和3年4月1日 5 サービスの種類 地域密着型通所介 護</p>	<p>◎世田谷区告示第274号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和3年3月30日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間</p>	<p>◎世田谷区告示第277号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 78条の2第1項の規定により指定地域密着 型サービス事業者を指定したので、同法第 78条の11第1号の規定により告示する。 令和3年3月30日 世田谷区長 保坂展人 1 事業所の名称 デイ・ホーム上用 賀 2 事業所の所在地 東京都世田谷区上 用賀五丁目14番1- 101号 3 事業者の名称 社会福祉法人老後 を幸せにする会</p>
<p>◎世田谷区告示第271号 介護保険法(平成9年法律第123号)第 78条の2第1項の規定により指定地域密着 型サービス事業者を指定したので、同法第 78条の11第1号の規定により告示する。</p>		

# 世田谷区公報

4 指定年月日 令和3年4月1日  
 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

**◎世田谷区告示第278号**  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
 令和3年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 猫のいる家  
 2 事業所の所在地 神奈川県川崎市中原区中丸子53番地5  
 3 事業者の名称 株式会社オアシス  
 4 廃止届受理年月日 令和3年3月17日  
 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

**◎世田谷区告示第279号**  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。  
 令和3年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護ノテ梅丘  
 2 事業所の所在地 東京都世田谷区梅丘一丁目2番18号  
 3 事業者の名称 社会福祉法人ノテ福祉会  
 4 指定年月日 令和3年4月1日  
 5 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

**◎世田谷区告示第280号**  
 令和3年3月29日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。  
 令和3年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人

1 令和3年度世田谷区一般会計予算  
 2 令和3年度世田谷区国民健康保険事業会計予算  
 3 令和3年度世田谷区後期高齢者医療会計予算  
 4 令和3年度世田谷区介護保険事業会計予算  
 5 令和3年度世田谷区学校給食費会計予算  
 別添省略

**◎世田谷区告示第281号**  
 令和3年3月29日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。  
 令和3年3月30日  
 世田谷区長 保坂展人  
 令和2年度世田谷区一般会計補正予算(第7次)  
 別添省略

**◎世田谷区告示第282号**  
 世田谷区住居表示に関する条例(昭和38年10月世田谷区条例第24号)第2条の規定により、東京都世田谷区北烏山七丁目の一部について、令和3年3月31日から、別図(-)に示す街区の区域及び街区符号を別図(□)に示すとおり変更する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別図省略

1 禁止区域の名称  
 小田急電鉄小田原線東北沢駅周辺自転車等放置禁止区域  
 2 指定の区域  
 整理番号 区域の種類 指定の区域  
 東北14 駅前広場 世田谷区北沢三丁目1番  
 3 指定日  
 令和3年4月1日  
 4 指定の区域図  
 別図のとおり  
 別図省略

**◎世田谷区告示第285号**  
 世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第37条第1項の規定により、令和3年4月1日から次の区域を自転車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人

1 禁止区域の名称  
 小田急電鉄小田原線世田谷代田駅周辺自転車等放置禁止区域  
 2 指定の区域  
 整理番号 区域の種類 指定の区域  
 世代13 区管理道路 世田谷区代田三丁目58番  
 世代14 駅前広場 世田谷区代田二丁目19番先から代田二丁目31番先まで  
 世代15 区管理道路 世田谷区代田五丁目7番先から代田二丁目31番先まで  
 世代16 特別区道 世田谷区代田五丁目6番先から代田二丁目31番先まで  
 3 指定日  
 令和3年4月1日  
 4 指定の区域図  
 別図のとおり  
 別図省略

## 公 告

**◎世田谷区公告第28号**  
 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項及び附則第7条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により公告する。  
 令和3年3月3日  
 世田谷区長 保坂展人

1 予防接種の種類  
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

**◎世田谷区告示第283号**  
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づき保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

**◎世田谷区告示第284号**  
 世田谷区自転車条例(昭和59年3月世田谷区条例第14号)第37条第1項の規定により、令和3年4月1日から次の区域を自転車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人

車等放置禁止区域として指定するので、同条第2項の規定に基づき告示する。  
 令和3年3月31日  
 世田谷区長 保坂展人

2 予防接種の対象者  
 世田谷区内に居住する16歳以上の者  
 3 予防接種を行う期間  
 令和3年3月3日から令和4年2月28日まで  
 4 予防接種を行う場所  
 世田谷区内の指定施設及び指定医療機関  
 5 使用するワクチン  
 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

<p>法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）</p> <p>6 予防接種を受けることが適当でない者</p> <p>(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>(2) 明らかな発熱を呈している者</p> <p>(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>7 接種の判断を行うに際して注意を要する者</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者</p> <p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが</p>	<p>ある者</p> <p>(3) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第29号</p> <p>屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。</p> <p>令和3年3月5日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別紙省略</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第30号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第</p>	<p>63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月8日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第26号世田谷公園</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <hr/> <p>◎世田谷区公告第31号</p> <p>世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）第14条第4項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>令和3年3月8日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>
--	---	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立ほほえみ経堂	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋I S P タマビル	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立すまいる梅丘	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋I S P タマビル	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	東京都世田谷区三宿二丁目30番9号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本二丁目33番23号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本二丁目33番23号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
世田谷区立梅丘ウッドベッカーの森	特定非営利活動法人ウッドベッカーの森	東京都世田谷区松原六丁目4番1号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第32号</p> <p>世田谷区立知的障害者生活寮条例（平成4年11月世田谷区条例第65号）第29条第4</p>	<p>項の規定により、世田谷区立知的障害者生活寮の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。</p>	<p>令和3年3月8日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>
--	---	-----------------------------------

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立松原げやき寮	社会福祉法人せたがや檜の木会	東京都世田谷区代田一丁目29番5号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第33号</p> <p>世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例（平成10年12月世田谷区条例第59号）第</p>	<p>35条第4項の規定により、世田谷区立身体障害者自立体験ホーム指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとお</p>	<p>り公告する。</p> <p>令和3年3月8日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p>
--	---	---

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立身体障害者自立体験ホームなかまっち	特定非営利活動法人つどい	東京都世田谷区砧四丁目25番2号	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

<p>◎世田谷区公告第34号</p> <p>開発行為に関する工事の完了公告</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開</p>	<p>発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>令和3年3月29日</p>
---	---	--

世田谷区長 保坂展人		課	毎年9月1日から翌年8月31日まで
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	<p>◎世田谷区公告第37号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月30日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第16号線</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	<p>8 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。</p> <p>9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和3年4月29日</p>
東京都世田谷区 宇奈根三丁目 277番1 277番9 277番10 277番11 277番12 277番13 277番14 277番15 277番16 277番17 277番18 277番19 277番20 277番21 277番22 277番23 277番24 277番25 277番26 277番27 277番28 277番29 277番30 277番31	東京都西東京市 芝久保町四丁目26番 3号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤千尋	<p>◎世田谷区公告第38号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月30日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第17号線</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	<p>◎世田谷区公告第40号</p> <p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、当該認可に係る図書を同法第14条第3項及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月31日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 施行マンションの名称及びその敷地の区域 二子玉川第2スカイハイツ 東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>2 縦覧の場所 世田谷区都市整備政策部居住支援課</p> <p>3 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで</p>
<p>◎世田谷区公告第35号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月30日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>		<p>◎世田谷区公告第39号</p> <p>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和3年3月31日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 組合の名称 二子玉川第2スカイハイツマンション建替組合</p> <p>2 施行マンションの名称及びその敷地の区域 二子玉川第2スカイハイツ 東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>3 施行再建マンションの敷地の区域 東京都世田谷区玉川一丁目1937番44</p> <p>4 事業施行期間 マンション建替組合設立認可の日から令和8年3月まで</p> <p>5 事務所の所在地 東京都世田谷区玉川一丁目9番5号</p> <p>6 設立認可の年月日 令和3年3月31日</p> <p>7 事業年度</p>	<p>規 則（教）</p> <p>次に掲げる規則を公布する。</p> <p>令和3年3月3日</p> <p style="text-align: right;">世田谷区教育委員会</p>
<p>◎世田谷区公告第36号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和3年3月30日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第15号線</p> <p>2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>		<p>世田谷区教育委員会規則第1号</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1条を加える。</p> <p>第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。</p> <p>2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者（同項第1号又は第2号に掲げる者に限る。）における同項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	

次に掲げる規則を公布する。

令和3年3月29日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第2号

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第3号

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第4号

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第5号

世田谷区立学校公文書管理規則

世田谷区教育委員会規則第6号

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第7号

世田谷区立学校管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第8号

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表幼児教育・保育推進担当課の項を削り、「教育相談・特別支援教育課」を「教育ICT推進課 教育研究・研修課 教育相談・支援課 乳幼児教育・保育支援課」に改める。

第3条の見出し中「生涯学習部長」の次に「、教育監」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 教育監は、教育長の命を受け、教育政策に係る専門的事項に関し、教育長を補佐する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事務局に教育監を置く。

第5条第4項から第6項までを次のように改める。

4 教育指導課、教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課に統括指導主事を置くことができる。

5 教育指導課に指導主事を置く。

6 教育研究・研修課、教育相談・支援課及び乳幼児教育・保育支援課に指導主事を置くことができる。

第7条第1項の表以外の部分中「学校職員課、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、新教育センター整備担当課及び生涯学習・地域学校連携課を除く」を「教育総務課、学務課、学校健康推進課及び教育環境課に限る」に改め、同項の表教育総務課の部教育情報化担当係長の項及び指導主事の項を削り、同表幼児教育・保育推進担当

課の部を削り、同条第2項の表以外の部分中「教育相談・特別支援教育課及び教育相談・特別支援教育課の係等」を「教育ICT推進課及び教育研究・研修課の担当係長等、教育相談・支援課及び教育相談・支援課の係等、乳幼児教育・保育支援課及び乳幼児教育・保育支援課の担当係長等」に改め、同項の表学校職員課の部職員係の項第1号及び第12号中「教育相談・特別支援教育課」を「教育ICT推進課、教育研究・研修課、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課」に改め、同表教育指導課の部指導管理係の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校経営の支援及び改善に関すること。

第7条第2項の表教育指導課の部学校支援・教育研究推進担当係長の項を削り、同部の次に次のように加える。

教育ICT推進課

教育ICT推進担当係長

(1) 事務局並びに区立幼稚園及び区立学校の情報化に係る政策の企画及び調整に関すること。

(2) 区立学校の教育ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。

(3) 区立学校の校務ネットワークの適正な運営及び管理に関すること。

教育研究・研修課

教育研究・研修推進担当係長

(1) 課の事業に係る計画及び調整に関すること。

(2) 学校経営、研究及び研修の支援並びにこれらの改善に関すること。

(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。

(4) 指導主事に属しないこと。

指導主事

(1) 教育課程に関すること。

(2) 教職員の研修計画に関すること。

(3) 教育に関する調査及び研究に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

第7条第2項の表教育相談・特別支援教育課の部中「教育相談・特別支援教育課」を「教育相談・支援課」に改め、同部就学相談・特別支援教育担当係長の項中「就学相談・特別支援教育担当係長」を「教育支援担当係長」に改め、同部の次に次のように加える。

乳幼児教育・保育支援課

乳幼児教育・保育支援担当係長

(1) 区立幼稚園及び区立認定こども園の維持運営及び保育料に関すること。

(2) 乳幼児教育・保育施策に係る計画の策定及び推進に関すること。

(3) 区立幼稚園の用途転換等に係る計画の推進に関すること。

(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。

(5) 指導主事に属しないこと。

指導主事

(1) 教育課程に関すること。

(2) 区立幼稚園及び区立学校の学習指導に関すること。

(3) 乳幼児教育・保育施策の推進に関すること。

(4) 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。

(5) 教育に関する調査及び研究に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則(平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育国際交流専門員の項の前に次のように加える。

Table with 2 columns: 教育参与, 教育施策に係る専門的な見地からの進言又は助言に関すること。

別表第2教育国際交流専門員の項の前に次のように加える。

Table with 2 columns: 教育参与, 別表第1に掲げる教育参与の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「教育総務部長」を「教育政策部長」に改め、同項第13号中「教育長」を「世田谷区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育ICT推進課長

第5条第3項中「教育総務部長」を「教育政策部長」に改め、同条第4項中「教育総務課長」を「教育ICT推進課長」に改める。

第8条第2項中「教育総務部長」を「教育政策部長」に改める。

第9条第2項及び第14条中「教育総務課長」を「教育ICT推進課長」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

する。

世田谷区立学校公文書管理規則

目次

- 第1章 総則 (第1条-第5条)
- 第2章 公文書の作成 (第6条)
- 第3章 公文書の保管、保存、廃棄等 (第7条-第17条)
- 第4章 管理状況の報告等 (第18条)
- 第5章 雑則 (第19条・第20条)
- 附則
- 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、公文書(校長(世田谷区立幼稚園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園を含む。以下同じ。))の園長並びに世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校の校長をいう。以下同じ。))の権限に属する事務に係るものに限る。以下同じ。))の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 世田谷区立学校設置条例(昭和39年3月世田谷区条例第21号)第1条に規定する幼稚園並びに小学校及び中学校をいう。
- (2) 電磁的記録 公文書のうち、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。
- (3) 電子計算組織 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)第2条第5号に規定する電子計算組織及び学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)第2条第6号に規定する学校教育に供する電子計算組織をいう。
- (4) 総合文書管理システム 電子計算組織を利用して文書事務の処理を行うシステムをいう。
- (5) 保管 公文書(電磁的記録を除く。以下この号において同じ。))に係る事業を担当する学校の職員室内、事務室内等の所定の場所に公文書を収納しておくことをいう。
- (6) 保存 公文書(電磁的記録を除く。))にあつては廃棄するまでの間保存用の箱に入れて職員室内、事務室内等の所定の場所に収納しておくことをいい、電磁的記録にあつては消去するまでの間記録媒体等に記録することをいう。
- (7) 保存期間 条例第5条の規定に基づき設定した公文書を保存する期間をいう。
- (8) 保管文書 保管に係る公文書をいう。
- (9) 保存文書 保存に係る公文書をいう。

- (10) 保管単位 公文書(電磁的記録を除く。))の保管又は電磁的記録の保存をする単位をいう。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。  
(公文書の管理の基本)
- 第3条 公文書は、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるよう、正確、迅速に処理及び管理しなければならない。
- 2 公文書(電磁的記録を除く。))は、ファイリング・システムにより常に整然と体系的に分類し、必要に応じて円滑な利用ができるように保管及び保存をするともに、不要になったときは、適正に廃棄しなければならない。
- 3 電磁的記録は、記録媒体等ごとに常に整然と体系的に分類し、必要に応じて円滑な利用ができるように保存をするともに、不要になったときは、適正に消去しなければならない。  
(教育総務課長の職務)
- 第4条 教育総務課長は、公文書の管理に関する事務を統括し、公文書に係る管理制度全般の維持向上を図らなければならない。  
(校長の職務)
- 第5条 校長は、保管単位における公文書に係る管理事務が適正に行われるよう職員を指導監督しなければならない。
- 第2章 公文書の作成
- 第6条 校長は、条例第4条の規定により公文書が適正に作成されるよう、職員に対し必要な指示を行わなければならない。
- 第3章 公文書の保管、保存、廃棄等  
(保管単位)
- 第7条 公文書の保管単位は、学校とする。ただし、教育総務課長が他の保管単位によることが適当と認めるときは、この限りでない。  
(保管文書等の管理)
- 第8条 校長は、保管文書等(保管文書及び保存文書(電磁的記録に係るものに限る。))をいう。次項及び次条において同じ。))の管理に当たっては、紛失、焼失、盗難等の予防の措置を講じなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、保管文書等のうち個人情報に係るもの等その取扱いに注意を要するもの(第17条において「個人情報関係公文書」という。))については、特に厳重な管理をしなければならない。  
(保管文書等の点検等)
- 第9条 教育総務課長は、各保管単位における公文書の管理状況を精査し、必要な指導を行う。
- 2 校長は、毎年度教育総務課長が定める期間に当該保管単位の保管文書等を整理点検しなければならない。  
(電磁的記録の保存)
- 第10条 電磁的記録の保存は、年度別、事業別等の管理区分を明確にして行わなければならない。
- 2 前項の保存は、総合文書管理システム、

- ファイルサーバ又は校長が適当と認められた記録媒体に記録することにより行う。  
(公文書の保存期間の設定)
- 第11条 公文書の保存期間は、次条に規定する区分に従って校長が定める。
- 2 校長は、公文書の保存期間を定めるに当たっては、別表に規定する事項を参考に、法令等(要綱、要領及び通達を含む。以下同じ。))の定め、当該公文書の効力、重要性、利用の頻度、資料価値等を考慮して、最適な保存期間を定めなければならない。  
(保存期間の区分)
- 第12条 公文書の保存期間の区分は、次のとおりとする。

  - (1) 長期
  - (2) 20年
  - (3) 10年
  - (4) 7年
  - (5) 5年
  - (6) 3年
  - (7) 2年
  - (8) 1年
  - (9) 1年未満

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等に保存期間の定めのある公文書及び時効が完成するまでの間証拠として保管又は保存をする必要がある公文書の保存期間は、それぞれ法令等に定める期間又は時効期間による。
- 3 前2項に規定するもののほか、校長は、教育総務課長と協議の上、必要により保存期間の区分を新設することができる。  
(保存期間の計算)
- 第13条 公文書(保存期間が1年未満のものを除く。))の保存期間の計算は、当該公文書を職務上完結した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日から起算して当該保存期間の表示する期間が終了する日までとする。  
(公文書の廃棄等)
- 第14条 現年度の公文書(電磁的記録を除く。以下この条において同じ。))のうち、保存期間が1年未満のものについて、校長が当該公文書を精査して廃棄の適否を決定し、適宜に廃棄しなければならない。
- 2 保存期間が1年以上の公文書で当該保存期間を経過したものについて、校長は、当該公文書を精査して廃棄の適否を決定し、適当と認められたものを教育総務課長に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの時期は、教育総務課長が別に定める。
- 3 保存期間を経過した電磁的記録について、校長は、当該電磁的記録を精査して消去の適否を決定し、適当と認められたものを消去する。  
(公文書の廃棄前の目録の公表等)
- 第15条 条例第8条第2項の目録(以下この条において「目録」という。))は、総合文書管理システムに記録した次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第7条各号に掲げる非開示情報に該当するものについては、この限りでない。

(1) フォルダ及び単独で管理している公文書(以下「フォルダ等」という。)の分類

(2) フォルダ等の名称

(3) フォルダ等の保存期間

(4) フォルダ等の保存期間の満了する日

(5) フォルダ等の保存期間が満了したときの措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 目録の公表は、フォルダ等の廃棄の1月前までに、教育総務課長がこれを行う。(保存期間の再検討)

第16条 校長は、第14条の規定による決定により、なお保管又は保存をする必要があると認められた公文書については、更に期間を定めてその保管又は保存をすることができる。

2 校長は、保存期間が長期の公文書のうち、世田谷区マイクロフィルム文書管理規程(昭和60年7月世田谷区訓令甲第12号)第3条に規定する対象文書以外のものについては、その公文書を職務上完了した日の属する会計年度から起算して10年ごとにその必要性を精査し、引き続き保存をする必要がないと認めて廃棄を決定した公文書については、これを教育総務課長に引き渡さなければならない。この場合における引渡しの時期は、教育総務課長が別に定める。

3 条例第8条第2項に規定する場合において、世田谷区公文書管理委員会により廃棄すべきでない旨の意見が付されたフォルダ等については、校長は、当該意見を尊重し、当該フォルダ等の廃棄の適否の決定を見直し、なお保存をする必要があると認められるものについては、更に期間を定めて保存をしなければならない。(廃棄等を決定した公文書の措置等)

第17条 第14条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定により廃棄を決定した公文書のうち、個人情報関係公文書は焼却、溶解、裁断等による廃棄の措置を、その他の公文書は適正な廃棄の措置を講じなければならない。

2 第14条第3項の規定により消去を決定した電磁的記録のうち、個人情報関係公文書は、確実に電磁的記録の消去の措置を講じなければならない。

3 第14条第2項及び前条第2項の規定にかかわらず、廃棄を決定した公文書で行政の資料として必要なものは、校長が教育総務課長に申し出て当該資料を必要とする学校等において保存をすることができる。

第4章 管理状況の報告等

第18条 校長は、フォルダ管理表の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、教育総務課長へ報告しなければならない。

2 教育総務課長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、教育総務課長は、公文書の適正な管理を確保す

るために必要があると認める場合は、校長に対し、公文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

第5章 雑則

(異なる事業年度の公文書に係る準用)

第19条 第13条に規定する会計年度と異なる事業年度により事業を執行している当該事業に係る公文書の保管、保存、廃棄等については、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

1 公文書の保存期間の設定についての原則

(1) 公文書の保存期間の設定に当たっては、法令等に定めがあるものにおいては当該法令等の定めにより、その他のものにおいては時効期間、適用期間及び証拠期限並びに区民との関係、組織及び制度との関係、統計価値等に十分に留意し、その利用の頻度及び重要性を考慮して行うこと。

(2) 学校運営の方針、教務及び生活指導上の計画等、その後に行われる意思決定の指針又は基準となる決定及び非定例的な意思決定に係る公文書は、事後の事務処理に支障のない保存期間を設定すること。

(3) 学校運営における事務及び事業に関する事案に係る公文書の保存期間は、特別な理由のない限り必要かつ最少限度に設定すること。

(4) 重要又は異例な事例に関する情報を含む場合等、事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となる公文書については、原則として1年以上の保存期間を設定すること。

(5) 次項から3の項までに定めがない公文書又はこれらにより難しい公文書について保存期間を設定する場合は、次の事項を考慮して必要かつ最少限度の期間を定めること。

ア 教育委員会の権利を証するものは、その権利の存続期間

イ 訴訟等将来において係争の可能性のあるものは、その期間

ウ 前号の規定に該当するものを除き、一時的な連絡、通知、依頼、照会、回答等の軽易な公文書で、1年以上保存し、又は保管する必要のないものは、保存期間を1年未満に設定して、処理完了後又は当該公文書の効用が失われた時点で直ちに廃棄し、又は消去する。この場合における類型は別に定める。

エ 公文書(電磁的記録を除く。以下エにおいて同じ。)で別に定める要件を満たすものについては、書面に

記載されている事項をスキャナー等により読み取って作成した電磁的記録を公文書の原本とみなして取り扱うことができる。この場合において、当該電磁的記録については読み取り前の公文書と同じ保存期間を定め、当該公文書については保存期間を1年未満に設定するものとする。

2 公文書(ファイルサーバに記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。)の保存期間の設定基準

区分	保存期間
(1) 学校運営機能に係る公文書	
ア 学校の沿革に係るもの	長期
イ 旧職員名簿に係るもの	
ウ 学級編制に係るもの	5年以下
エ 会議に係るもの	
オ 証明に係るもの	
カ 学事に係るもの	個別の申請又は支給に係るもの 5年 その他のもの 1年
(2) 服務、研修、給与等の人事機能に係る公文書	
ア 人事具申、退職者履歴書、叙勲又は表彰に係るもの	一般文書以外のもの 長期 一般文書 1年
イ 会計年度任用職員、非常勤職員又は臨時職員の任用に係るもの	出勤簿以外のもの 10年 出勤簿 5年
ウ 人事発令又は昇給若しくは昇格の内申若しくは決定に係るもの	一般文書以外のもの 5年 一般文書 1年
エ 服務に係るもの	勤務時間一覧表 長期 出勤簿等の帳票に係るもの 5年 時間外又は休日労働に関する協定届 3年 一般文書 1年
オ 研修に係るもの	承認願又は報告に係るもの 5年 その他のもの 1年
カ 給与に係るもの	職員別給与簿 7年

	各種控除申告書 7年 年末調整資料 5年 帳票に係るもの 5年 会計年度任用職員、 非常勤職員及び臨時 職員の台帳等の 帳票に係るもの 5年 一般文書 1年		の 長期 指導要録(学籍) 又は訴訟等に係る もの 20年 その他教務、学籍 (指導要録に係る ものを除く。)、転 出入、教材又は学 校行事に係るもの (一般文書を除く。) 5年 情報管理又は定期 考査問題綴に係る もの 3年 美化活動に係るも の 3年 一般文書 1年		センターに係るも の 10年 学校保健計画書、 学校医等執務記録 簿、学校保健日誌、 アレルギー対応、 学校生活管理指導 表、事故発生報告 又は健康診断に係 るもの 5年 通学路変更に係る もの 3年 その他のもの 1 年
キ 福利厚生に係 るもの	公立学校共済組合 の給付決定、年金、 退職手当、公務災 害又は通勤災害に 係るもの 5年 公立学校共済組合 の標準報酬決定又 は改定に係るもの 2年 その他のもの 1 年				
		イ 指導に係るも の	教育課程又は年間 計画に係るもの 5年 児童生徒理解資料 に係るもの 5年 防災計画、避難訓 練又は安全指導計 画に係るもの 5 年 教育相談、道徳指 導、長期休業日指 導又は帰国児童生 徒に係るもの(一 般文書を除く。) 3年 視聴覚、図書館、 国際理解、人権尊 重、環境又は情報 の教育に係るもの (一般文書を除く。) 3年 特別活動に係るも の(一般文書を除 く。) 3年 進路指導又は学力 検査に係るもの (一般文書を除く。) 3年 一般文書 1年		カ 給食に係るも の
(3) 経理機能に係る公文書					給食指導計画 10 年 予算分割追加申請 書、私費会計関係 書類、学校給食物 資供給契約書、世 田谷区学校給食用 物資供給契約書、 給食物資納入事業 者選定理由書、発 注書、事業者別発 注一覧表、給食に 係る請求書及び検 査証 5年 献立表及び調理室 手配表 3年 その他のもの 1 年
ア 予算又は決算 に係るもの	5年				
イ 契約に係るも の	見積書、請書及び 請書兼請求書 5 年 その他のもの 1 年				
ウ 金銭会計に係 るもの	現金出納簿、交際 費等に係るもの 5年 タクシーチケット に係るもの 1年 一般文書 1年				
(4) 施設又は物品の管理機能に係る公文書					(6) 供覧文書
ア 施設に係るも の	財産台帳及び施設 図面 長期 施設改修計画、調 査、報告又は申請 に係るもの 5年 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 5年 その他のもの 1 年				供覧文書 原則として1年
イ 物品会計に係 るもの	図書台帳 長期 物品事故報告書 10年 その他の帳簿 5 年以下 一般文書 1年				3 ファイルサーバに記録された電磁的記 録の保存期間の設定基準
(5) 教務、指導、給食事務等の実施機能 に係る公文書		ウ 研究又は研修 に係るもの	研究紀要、教科教 材研修又は教育課 題研修に係るもの 5年 研修資料又は指導 案に係るもの 3 年 一般文書 1年		区分 保存期間
ア 教務に係るも の	卒業証書授与台帳 長期 周年行事に係るも				ファイルサーバに記 録された電磁的記録 1年又は1年未満 (法令等の定めに よる場合、その他 校長が別に定める 場合を除く。)
		エ 渉外に係るも の	P T A、同窓会、 家庭教育学級、学 校開放事業、学校 協議会、社会教育 又は地域社会に係 るもの 3年 一般文書 1年		
		オ 保健に係るも の	保健統計資料又は 日本スポーツ振興		

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則  
幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。  
別表第1号中「協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留」を「報告若しくは協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力」に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。

世田谷区立学校管理運営規則の一部

を改正する規則

世田谷区立学校管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第30条中」を「第30条第1項中」に改め、「第7条」との次に「、第38条第1項第1号中「学校沿革誌」とあるのは「幼稚園沿革誌」と、同項第2号中「卒業証書授与台帳」とあるのは「修了証書授与台帳」と」を加える。

第38条第1項各号列記以外の部分中「世田谷区立学校文書管理規程(平成13年9月世田谷区教育委員会訓令第9号)第12条」を「世田谷区立学校公文書管理規程(令和3年3月世田谷区教育委員会訓令第2号)第40条第1項」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる表簿の保存期間については、同項中第1号から第5号までに掲げるものについては長期、第6号及び第7号に掲げるものについては5年、第8号に掲げるものについては1年とする。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

世田谷区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校施設の開放に関する規則(昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表3の部体育館(池之上小学校第二校舎体育館及び池尻小学校東側体育館を除く。)の項及び池之上小学校第二校舎体育館及び池尻小学校東側体育館の項中「池之上小学校第二校舎体育館及び」を削り、同部校庭(池之上小学校第二校舎校庭を除く。)の項中「(池之上小学校第二校舎校庭を除く。)」を削り、同部池之上小学校第二校舎校庭の項を削る。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局  
教育機関

世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師のサービスの宣誓に関する取扱規程を次のように定める。

令和3年3月5日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会会計年度任用職員及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師のサービスの宣誓に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第14号)第2条第2項の規定に基づき、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の

設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)第1条に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び世田谷区教育委員会会計年度任用講師の任用等に関する規則(令和元年12月世田谷区教育委員会規則第24号。以下「会計年度任用講師規則」という。)第1条に規定する会計年度任用講師(以下「会計年度任用講師」という。)のサービスの宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに会計年度任用職員又は会計年度任用講師となった者のサービスの宣誓は、採用に関する事務を行う課(世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。)第2条第1項に規定する課及び担当課をいう。以下「採用担当課」という。)の課長(組織規則第4条第1項に規定する課長及び担当課長をいう。)に、当該会計年度任用職員又は当該会計年度任用講師が署名した宣誓書を提出する方法によることとする。

第3条 会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年10月世田谷区規則第41号)第3条第4項第1号の規定により任用される会計年度任用職員及び会計年度任用講師規則第3条第4項第1号の規定により任用される会計年度任用講師については、前条の宣誓を行ったものとみなす。

(宣誓書の保管)

第4条 提出された宣誓書は、採用担当課においてこれを保管するものとする。

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

◎世田谷区教育委員会訓令第2号

世田谷区立幼稚園  
世田谷区立小学校  
世田谷区立中学校

世田谷区立学校文書管理規程(平成13年9月世田谷区教育委員会訓令第9号)の全部を次のように改正する。

令和3年3月29日

世田谷区教育委員会

世田谷区立学校公文書管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第9条)
- 第2章 公文書の収受及び配付(第10条-第13条)
- 第3章 公文書の処理(第14条-第28条)
- 第4章 浄書及び発送(第29条-第33条)
- 第5章 公文書の保管及び保存(第34条-第39条)
- 第6章 管理表(第40条-第42条)
- 第7章 置換え及び移換え(第43条-第45条)
- 第8章 雑則(第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、世田谷区公文書管理条例(令和2年3月世田谷区条例第4号。

以下「条例」という。)、世田谷区立学校公文書管理規則(令和3年3月世田谷区教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)その他別に定めるもののほか、公文書(規則第1条に規定する公文書をいう。以下同じ。)の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対内文書 区の機関(学校を含む。)内及び機関相互間の公文書をいう。
- (2) 懸案文書 未着手の文書、処理中の文書、事務処理に使用している完結文書等で、その処理が翌日以後に持ち越されるものをいう。
- (3) 完結文言 事案決定のための決定案を記載した文書にあっては当該事案の決定権者の押印又は署名(総合文書管理システムその他のシステムにより決定をする場合にあっては、押印又は署名に相当する記録。以下この号において同じ。)の終了したものを、供覧のために回付する文書にあっては最終閲覧者の押印又は署名の終了したものをいう。
- (4) 決定 事案について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (5) 審議 主管の系列に属する者がその職位との関連において、事案について調査、検討し、その事案に対する意見を決定権者に表明することをいう。
- (6) 審査 主として法令等の適用関係の適正性を図る目的で事案について審査、検討し、その事案に対する意見を決定権者に表明することをいう。
- (7) 協議 決定権者又は審議を行う職位にある者と、審議を行う職位以外の職位にある者とが、それぞれ、その職位との関連において事案について意見の調整を図ることをいう。
- (8) 電子署名 電子計算組織を利用して行われる情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- (9) 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワーク(地方公共団体を相互に接続する専用のネットワークをいう。)の電子文書交換システムにより交換される電磁的記録をいう。
- (10) ボックスファイル方式 保管文言を第34条第2項各号に掲げるファイル用具等を用いて管理するファイリング・システムをいう。
- (11) ファイリング・キャビネット方式 保管文言を第34条第3項各号に掲げるファイル用具等を用いて管理するファイリング・システムをいう。

<p>(12) 置換え 公文書(電磁的記録を除く。)のうち、保存が適当なものを保存用の箱(第43条において「保存箱」という。)に入れて職員室内、事務室内等の所定の場所に収納することをいう。</p> <p>(13) 移換え ボックスファイル方式を用いる学校にあっては現年度用のボックスファイル等に収納した公文書(電磁的記録を除く。)を前年度用のボックスファイル等に、ファイリング・キャビネット方式を用いる学校にあってはファイリング・キャビネット(以下「キャビネット」という。)の上段に収納している現年度公文書(電磁的記録を除く。)をキャビネットの下段等に移すことをいう。</p> <p>(14) フォルダ管理表 条例第7条第1項に規定するフォルダ管理表(第1号様式)をいう。</p> <p>(15) 電磁的記録管理表 学校において電磁的記録の発生から消去までを電子計算組織により管理する(総合文書管理システムにより管理する場合を除く。)帳簿(第2号様式)をいう。</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、この規程で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。</p> <p>(文書主任の設置)</p> <p>第3条 学校に文書主任を置く。</p> <p>2 文書主任は、幼稚園にあっては副園長(副園長が置かれていない場合は、幼稚園の長が指定する者)を、小学校又は中学校(以下「小中学校」という。)にあっては副校長又は事務職員(副校長又は事務職員が複数いる場合は、小中学校の長が指定する者)をもって充てる。</p> <p>3 文書主任が出張、休暇、事故等により不在であるときは、文書主任があらかじめ校長の承認を得て指定する職員が、その職務を代理する。</p> <p>(文書主任の処理事項)</p> <p>第4条 幼稚園の文書主任は、幼稚園の長の命を受け、当該幼稚園における次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 配付文書に関すること。</p> <p>(2) 公文書の収受に関すること。</p> <p>(3) 公文書の登録に関すること。</p> <p>(4) 公文書の審査に関すること。</p> <p>(5) 公文書の処理の促進に関すること。</p> <p>(6) 総合文書管理システムの利用に係る調整等に関すること。</p> <p>(7) 総合行政ネットワーク文書の送信及び受信並びに電子署名に関すること。</p> <p>(8) 文書事務の指導及び改善に関すること。</p> <p>2 小中学校の文書主任(副校長に限る。)は、小中学校の長の命を受け、当該小中学校における次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 公文書(教務その他小中学校の長が指定する事務に係るものに限る。)の審査に関すること。</p> <p>(2) 公文書の処理の促進に関すること。</p> <p>(3) 総合文書管理システムの利用に係る調整等に関すること。</p> <p>(4) 総合行政ネットワーク文書の送信及</p>	<p>び受信並びに電子署名に関すること。</p> <p>(5) 文書事務の指導及び改善に関すること。</p> <p>3 小中学校の文書主任(事務職員に限る。)は、小中学校の長の命を受け、当該小中学校における次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 配付文書に関すること。</p> <p>(2) 公文書の収受に関すること。</p> <p>(3) 公文書の登録に関すること。</p> <p>(4) 公文書(前項第1号に規定するものを除く。)の審査に関すること。</p> <p>(ファイル責任者の設置)</p> <p>第5条 学校ごとに、ファイル責任者1人を置き、第3条に規定する文書主任をもって充てる。</p> <p>(ファイル責任者の職務)</p> <p>第6条 ファイル責任者は、各学校における次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) フォルダ管理表及び電磁的記録管理表(以下「管理表」という。)の記録及び作成に関すること。</p> <p>(2) 置換え及び移換えに関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事務のほか、公文書の整理、保管、保存、廃棄及び消去に関すること。</p> <p>2 ファイル責任者が出張、休暇、事故等により不在であるときは、ファイル責任者があらかじめ校長の承認を得て指定する職員が、その職務を代理する。</p> <p>(ファイル取扱者の設置及び職務)</p> <p>第7条 学校ごとに、ファイル責任者があらかじめ校長の承認を得て指定するファイル取扱者を置く。</p> <p>2 ファイル取扱者は、必要に応じて複数置くことができる。</p> <p>3 ファイル取扱者は、ファイル責任者を補助する。</p> <p>(書留・金券文書記録簿)</p> <p>第8条 書留又は金券文書を取り扱う場合においては、書留・金券文書記録簿(第3号様式)に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(公文書の記号及び番号)</p> <p>第9条 公文書には、別に定める学校ごとの記号を付し、4月1日から翌年3月31日までの一連番号を記載しなければならない。ただし、軽易な文書又は教育総務課長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p>第2章 公文書の収受及び配付 (文書の収受)</p> <p>第10条 文書主任は、受領した文書を親展文書その他開封を不適当と認めるものを除き、直ちに開封してその学校の収受印(第4号様式)を押し、総合文書管理システムにより記録する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、定例的又は軽易と認められる文書については、収受印の押印及び文書の登録を省略することができる。</p> <p>3 訴訟、不服申立てその他収受の日時が権利の得喪に関する文書は、封筒に到達の日時を明記し、取扱者の認印を押印する。</p> <p>(担当者等への引渡し)</p>	<p>第11条 文書主任は、次の各号に掲げる文書に応じ、当該各号に定める方法により遅滞なく文書を引き渡さなければならない。</p> <p>(1) 収受手続を終えた文書 教職員等の担当者に引き渡す。</p> <p>(2) 親展文書 そのままあて名人に引き渡す。</p> <p>(3) 前2号に掲げる文書以外の文書 そのまま教職員等の担当者に引き渡す。</p> <p>(電磁的記録の受信)</p> <p>第12条 電磁的記録の受信は、通信回線に接続した電子計算組織を利用して行うものとする。この場合において、通信回線に接続した電子計算組織への着信の確認は、随時行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長が認めるときは、光ディスク等の記録媒体により電磁的記録を受領することができる。</p> <p>(電磁的記録の収受)</p> <p>第13条 文書主任は、前条第1項の規定により受信した電磁的記録及び同条第2項の規定により受領した電磁的記録のうち、収受の処理が必要と認めるものを総合文書管理システムにより記録するものとする。</p> <p>第3章 公文書の処理 (処理方針)</p> <p>第14条 公文書は、全て校長が中心となり教職員等の担当者において速やかに処理しなければならない。この場合において、校長以外の者の決定を要する事案に係る公文書の処理については、当該事案の決定権者の指示を受けるものとする。</p> <p>2 施行期日の予定されるものは、決定案を記載した公文書(以下「起案文書」という。)の回付等に必要な時間的余裕を持って起案し、必要な審議、審査、協議その他の事案決定に対する関与が行われる機会が失われないように努めなければならない。</p> <p>(起案)</p> <p>第15条 起案は、世田谷区公文規程(平成3年12月世田谷区訓令甲第47号)の規定により平易かつ明確に行わなければならない。</p> <p>2 起案は、起案者が総合文書管理システムその他のシステムに事案の内容その他の必要事項を入力し、起案した旨を電磁的に表示し、及び記録すること(以下「電子起案方式」という。)により行うものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、起案者は、総合文書管理システムに事案の内容その他の必要事項を入力し、起案用紙(第5号様式)にそれらの事項を出力すること(以下「書面起案方式」という。)により起案することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、軽易な事案に係る起案は、文書の余白等を利用して行うことができる。</p> <p>5 起案文書には、起案等の年月日、保存期間、決定区分、決定関与者の職名、起案者等の必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(特例起案帳票)</p>
--	---	---

第16条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、定例的に取り扱う事案に係る起案については、別に定めた帳票を用いて行うことができる。

2 前項に規定する場合において、校長は、年度ごとに教育総務課長に協議しなければならない。  
(資料の添付)

第17条 起案文書には、必要に応じて起案の理由及び事案の経過を明らかにする資料を添えなければならない。  
(公文書の発信者名)

第18条 学校外へ発送する公文書は、幼稚園の長名又は小中学校の長名を用いる。ただし、公文書の性質又は内容により、特に必要がある場合は、幼稚園名又は小中学校名を用いることができる。

2 前項の規定にかかわらず、対内文書には、職名のみを用い、氏名等は省略することができる。

(事案担当者の表示)

第19条 発送する公文書には、照会その他の便宜に資するため、当該公文書の末尾に事案担当者の所属、氏名、電話番号等を記載できるものとする。

(起案文書の記号及び番号)

第20条 起案文書の記号及び番号は、総合文書管理システムにより管理する。

(起案文書の回付)

第21条 事案決定のための起案文書の回付は、全て流れ方式によるものとする。ただし、特に緊急又は機密を要する起案文書その他重要な起案文書は、内容を説明することができる職員がこれを持ち回ることができる。

2 起案文書の回付の順序は、次のとおりとする。ただし、事案の性質、内容等によりこの順序により難しい場合には、適宜回付の順序を変更することができる。

(1) 同じ種類の決定の関与を行う職位が2以上ある場合は、下位の職位にある者から順次行うこと。

(2) 審議は、協議より先に行うこと。ただし、決定権者が校長である事案については、副園長又は副校長の審議は、決定権者の直前に行うこと。

(3) 文書主任の審査は、主幹教諭の審議の直後に行うこと。

(4) 協議は、文書主任の審査の後に行うこと。

(5) 協議は、当該事案の内容に最も関係の深い職位にある者から順次行うこと。

3 前項第5号の規定にかかわらず、電子起案方式による起案文書の協議は、協議を行う者に一斉に回付することにより行うことができる。

(起案文書の回付に係る事案の検討)

第22条 決定関与者は、起案文書の回付を受けたときは、直ちにその事案を検討し、決定案について異議があるときは、その旨を速やかに起案者に連絡しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、決定関与者は、決定の関与の結果、起案文書の文例等が適当でないとして認める場合は、電子起案方式による起案文書においては修正す

べき内容を電磁的に表示し、及び記録し、書面起案方式による起案文書(第16条第1項の規定により別に定めた帳票を用いて起案する場合の文書を含む。)においては起案の主旨を変えることなく修正するとともに修正箇所を押印又は署名し、回付するものとする。

(決定)

第23条 決定権者は、事案を決定するときには、決定関与者の関与が終了したことを確認しなければならない。

2 前条の規定は、決定権者の事案の検討について準用する。

(廃案の通知等)

第24条 起案者は、事案に係る決定案を廃し、又は当該決定案の内容に重要な変更(以下この項において「内容変更」という。)を加えたときは、その旨を既に決定の関与を行った決定関与者に通知しなければならない。この場合において、内容変更を加えたときは、再度起案文書を回付しなければならない。

(供覧)

第25条 起案を要しない公文書で供覧を要するものは、総合文書管理システム又は総合文書管理システムから出力した書面によって供覧するものとする。ただし、軽易な文書は、当該文書の余白に供覧の表示をし、供覧押印欄を設けて当該文書を回付することができる。

2 第21条第1項の規定は、前項に規定する場合について準用する。ただし、総合文書管理システムを用いて供覧する場合は、供覧する者に当該公文書を一斉に送付することにより行うものとする。

(緊急又は機密事案の処理)

第26条 緊急又は機密を要する起案文書は、校長の指揮を受けて通常の手続によらずに処理することができる。ただし、事後に所定の手続をとらなければならない。

(文書主任の審査)

第27条 文書主任は、決定の関与を行う事案について、次に掲げる事項を審査しなければならない。

(1) 決定区分及び決定の関与の適否

(2) 法令等の適合性

(3) 起案の目的に即した内容であるか否か

(4) 公文書の構成及び用語の妥当性

(処理状況の把握)

第28条 文書主任は、未完結の公文書の処理状況を明らかにしておかなければならない。

第4章 浄書及び発送

(浄書)

第29条 決定済みの起案文書で浄書を要するものは、直ちに浄書するものとする。

(照合)

第30条 浄書した文書は、浄書後直ちに起案文書と照合しなければならない。

(公印及び電子署名)

第31条 照合を終了した浄書文書は、世田谷区教育委員会公印規程(平成4年3月世田谷区教育委員会告示第1号)の定めるところにより、公印を押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。

(1) 対内文書

(2) 前号に掲げるもののほか、公印を押印しないことについて特に理由があると認められる文書

3 総合行政ネットワーク文書(送信するものに限る。)については、電子署名を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の総合行政ネットワーク文書のうち軽易な総合行政ネットワーク文書は、電子署名を行わないものとする。ただし、特に必要がある場合は、電子署名を行うことができる。

5 電子署名を行うために必要な手続その他の事項については、別に定めるところによる。

(発送)

第32条 発送を要する文書は、直ちに郵送、使送等の適当な方法により発送しなければならない。

2 対内文書の発送は、原則として総合文書管理システムにより行うものとし、これにより難しい場合は、使送又は区政情報課が設けた文書交換箱により行うことができる。

(電子計算組織の利用による浄書、照合及び発送)

第33条 第29条、第30条及び前条の規定にかかわらず、総合行政ネットワーク文書(送信するものに限る。)、対内文書及び軽易な文書に関する浄書、照合及び発送は、電子計算組織を利用して行うことができる。

第5章 公文書の保管及び保存

(ファイリング・システムの方式及び保管用具)

第34条 規則第3条第2項に規定するファイリング・システムは、ボックスファイル方式及びファイリング・キャビネット方式とする。

2 ボックスファイル方式を用いる学校にあっては、次に掲げるA4サイズのファイル用具等を使用して公文書の保管をする。

(1) 壁面収納器具

(2) ボックスファイル

(3) 個別フォルダー

(4) フォルダー・ラベル

3 ファイリング・キャビネット方式を用いる学校にあっては、次に掲げるA4サイズのファイル用具等を使用して公文書の保管をする。

(1) キャビネット

(2) ガイド

(3) 懸案フォルダー

(4) 個別フォルダー

(5) フォルダー・ラベル

(6) ガイド・ラベル

4 前2項各号に掲げるファイル用具等を用いることが不適当な公文書にあっては、他のサイズのファイル用具、書棚等の用具及び保管庫を使用することができる。(壁面収納器具及びキャビネットの増減等)

第35条 壁面収納器具及びキャビネットの増減は、校長が公文書の収納状況を調査し、及び決定する。

2 壁面収納器具及びキャビネットは、原則として学校ごとに一定箇所に集中的に配列し、配列は左から右へ、段数は上から下へ数える。  
(懸案文書等の保管)

第36条 懸案文書又は完結文書の保管は、ボックスファイル方式を用いる学校にあっては、事案担当者が個別フォルダーに入れて所定の位置に収納して行く。

2 懸案文書又は完結文書の保管は、ファイリング・キャビネット方式を用いる学校にあっては、事案担当者が懸案文書については懸案フォルダーに、完結文書については個別フォルダーに入れて所定の位置に収納して行く。  
(編集及び製本)

第37条 校長が特に編集及び製本が必要であると認められた公文書は、フォルダ管理表の分類項目に従って編集及び製本を行うことができる。

(保管文書の貸出し)

第38条 保管文書の貸出しを受けようとするその学校に属する職員以外の職員は、ファイル責任者にその旨を申し出なければならない。

2 ファイル責任者は、前項の規定による申出があった場合において事務に支障がないと認めるときは、その保管文書を貸し出すものとする。

3 前項の規定による貸出しに係る期間は、ファイル責任者が必要があると認める期間とする。

(保存文書の貸出し)

第39条 保存文書の貸出しを受けようとするその学校に属する職員以外の職員は、校長に申し出なければならない。

2 校長は、前項の規定による申出があった場合において事務に支障がないと認めるときは、その保存文書を貸し出すものとする。

3 前項の規定による貸出しに係る期間は、校長が必要があると認める期間とする。

第6章 管理表

(管理表の作成等)

第40条 ファイル責任者は、毎年4月1日までに学校において保管又は保存する公文書について、管理表を作成し、その年度の記録事項の変動を速やかに記録する。

2 前項の規定による記録を行った電磁的記録の内容は、変更してはならない。ただし、校長の承認を得た場合は、この限りでない。

(管理表の精査)

第41条 ファイル責任者は、管理表について、その記録事項の適否を精査し、校長の承認を得なければならない。

(管理表の保管)

第42条 管理表は、教育総務課長の指示がある場合を除き、廃棄し、又は消去してはならない。

第7章 置換え及び移換え

(置換への準備)

第43条 校長は、公文書の置換への準備を

行うため、保存期間が1年を超える公文書について、置換への適否を調査し、その判断をする。

2 ファイル責任者は、前項の規定により置換えを行うことが適当とされた公文書をボックスファイル方式を用いる学校にあっては個別フォルダーごとに、ファイリング・キャビネット方式を用いる学校にあっては個別フォルダーごとに保存期間別に区分し、原則としてフォルダ管理表の配列順に整理して保存箱に収納する。

3 前項に規定する保存箱には、学校名、年度、保存期間、廃棄年月及び内容を記入する。  
(置換え)

第44条 ファイル責任者は、前条の規定により置換への準備を行った公文書を年度別及び保存期間別にし、職員室内、事務室内等の所定の場所に置換えを行う。ただし、教育総務課長が他の置換え場所によることが適当と認めるときは、この限りでない。  
(移換え)

第45条 移換えは、第43条に定める置換への準備に引き続いて行く。

2 年度に関わりなく常時使用する公文書は、移換えを行わないことができる。

3 懸案事項との関連等で、なお保管を必要とする完結文書は、一定年度移換えを行わないことができる。

第8章 雑則

(実施細目)

第46条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(世田谷区立学校文書取扱規程の廃止)

2 世田谷区立学校文書取扱規程(平成11年10月世田谷区教育委員会訓令第9号)は、廃止する。

(世田谷区立学校事案決定手続規程の一部改正)

3 世田谷区立学校事案決定手続規程(平成11年4月世田谷区教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「世田谷区立学校文書取扱規程(平成11年10月世田谷区教育委員会訓令第9号。以下「学校文書取扱規程」という。)第5条」を「世田谷区立学校公文書管理規程(令和3年3月世田谷区教育委員会訓令第2号。以下「学校公文書管理規程」という。)第3条」に改める。

第13条第1項中「学校文書取扱規程第14条第2項」を「学校公文書管理規程第15条第2項」に改め、同条第2項中「学校文書取扱規程第14条第3項」を「学校公文書管理規程第15条第3項」に、「学校文書取扱規程第15条」を「学校公文書管理規程第16条第1項」に改める。

第15条中「学校文書取扱規程」を「学校公文書管理規程」に改める。

様式省略

規 則 (区議会)

次に掲げる規則を公布する。

令和3年3月31日

世田谷区議会議長

和田 ひでとし

世田谷区議会規則第1号

世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則

世田谷区議会会議規則の一部を改正する規則

世田谷区議会会議規則(昭和52年3月世田谷区議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出席することができないときは、日数を定めて」を「出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第82条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出席することができないときは、日数を定めて」を「出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第128条第1項中「(法人は、その所在地及び名称)」及び「(法人は、代表者)」を削り、同条第4項中「、または」を「又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合には、請願書は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、当該法人の名称及び所在地を記載し、当該法人の代表者が署名又は記名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和3年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74

条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和3年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和3年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,498

6分の1の数 129,145

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,812

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和3年3月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第5号

世田谷区選挙管理委員会規程第3条の規定により、次の者が世田谷区選挙管理委員会の委員長に選挙された。

令和3年3月31日

世田谷区選挙管理委員会

住 所 世田谷区池尻4丁目29番18号

氏 名 山内 彰

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第8回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年3月16日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

1 開催日時 令和3年3月30日(火) 午後3時00分

2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第5委員会室

3 審議事項

(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について

(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について

(3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第3号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和3年3月1日

世田谷区監査委員 萩 原 賢 一

同 中 根 秀 樹

同 山 口 裕 久

同 津 上 仁 志

第1 請求の受付

1 請求人  
世田谷区  
A

2 請求書の提出  
令和3年1月7日

3 請求の内容  
請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

① 世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等(給食指導教員等を除く)の内、生徒と同じ給食を食しているもの(以下「本件職員」という)が多数存在する。

② 生徒が支払う給食費は、食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は公費で負担されている。

③ 「本件職員」から徴収する額(給食費)は、生徒と同様に食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は徴収していない。

④ 昨年11月、請求者(行年110番)に、「本件職員」の一人から「給食費を徴収する際、食材の材料費だけでなく、水道光熱費・人件費を含め請求すべきではないか! これでは税金を使った利益供与にあたる。是正してほしい。」と内部告発があった。

⑤ そこで、世田谷区教育委員会給食担当者に電話で問い合わせたところ、上記内部告発の事実を承認し、「本件職員」が払っている食事代(給食費)は、生徒高学年の食料費「1食/337円」であると回答を得た。

⑥ 「本件職員」に対し、「本件職員」が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等を乗じた金額を徴収しろ。

⑦ 上記「本件職員」から徴収すべき「水道光熱費・人件費等」の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、「本件職員」から徴収するよう求める。

⑧ 計算が困難な時は、市の定食メニュー等の弁当等の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収するよう求める。

世田谷区職員措置請求監査結果

[教職員等からの学校給食費の徴収に関する件]

令和3年2月

世田谷区監査委員

目的について、栄養のバランスがとれた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の体力の向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っているとしている。また、学校において食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動などにおいて学校給食は、生きた教材として活用されている。

② 文部科学省の「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」（平成31年3月）によれば、給食の時間に行われる指導は、「給食指導」と「食に関する指導」に分けられ、「給食指導」は、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得させる場面であるとされている。日々の指導は学級担任等が主に担当が、運営や指導方法については栄養教諭と連携し、学校全体で統一した取組みを行うことが必要であるとされている。「食に関する指導」は、栄養教諭による直接的な指導や資料提供を行う等、連携をとって進めることが大切だとされている。

また、学校給食におけるリスクマネジメントに関して、学校給食を原因とするリスクについては、校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが事故の未然防止や適切で迅速な対応につながるかとされている。

③ 教育委員会では、「学校給食ハンドブック」「感染症胃腸炎に関する対応マニュアル」「世田谷区立小・中学校におけるアレルギー疾患への対応のてびき」「学校安全対策マニュアル」等を作成して各校に備え、様々な形で教職員等が連携・協力し、学校給食の運営に当たっている。

(2) 調理方式の概要

教育委員会作成の「令和2年度版事業概要 教育のあらまし『せたがや』」によれば、令和2年5月1日現在の学校給食における調理方式は次のとおりである。

- ① 自校調理方式は、各学校に設置した給食室で直接調理を行う方式で、小学校59校、中学校14校で実施している。
- ② 親子調理方式は、親校にて調理した給食を、近隣の子校へ搬送する方式で、親校5校と子校5校5校で実施している。
- ③ 共同調理場方式は、複数の学校給食をまとめて調理し、各学校に搬送する方式で、太子堂調理場で中学校7校分を調理している。

(2) 事実証明書  
請求人が作成した「陳述書」（2021.1.6付け）

4 請求の要件審査  
本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年1月7日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施  
1 監査対象事項  
本件請求については、請求の要旨及び事実証明書から、監査対象事項は次のとおりとした。  
世田谷区教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等（ただし給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する額に水道光熱費・人件費等が含まれていないことが、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実と当たるか。

なお、請求人は、請求書の表題を「世田谷区教育委員会・本件職員に関する措置請求書」としているが、請求書は世田谷区教育委員会が「本件職員」から水道光熱費・人件費等に相当する額を徴収していないことを指摘し、世田谷区教育委員会に対し必要な措置を講ずべきことを求めていることから、世田谷区教育委員会の財務会計上の行為等を監査対象とするものと判断した。

また、請求人は、追加で提出された「陳述書」において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条及び地方自治法第204条第2項の違反を主張するが、これは学校給食に相当する飲食物（以下「特例給食」という。）の提供を受ける教職員等が納付すべき金額に水道光熱費・人件費等が含まれていないことが、当該教職員等が同額の利益を得たことと実質的に同視しようとして、世田谷区教育委員会が公金の賦課又は徴収を怠ることを違法若しくは不当であることの理由とするものと判断した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述  
地方自治法第242条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。なお、請求人から、令和3年1月28日に陳述の実施に代えて新たな「陳述書」が提出された。

3 監査対象部  
教育委員会事務局を監査対象部とした。

第3 事実関係の確認  
監査対象部からの事情聴取並びに関係書類等の調査により、次の事項を確認した。

- 1 学校給食の概要  
(1) 学校給食の運営  
① 世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、学校給食の

- (3) 学校給食に要する経費の負担及び負担額  
 ① 学校給食の実施に必要な経費の負担については、次のとおり学校給食法(昭和29年法律160号)第11条及び学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)第2条に規定されている。

○学校給食に要する経費について

経費区分	負担区分	法的根拠	備考
食材料費	保護者	学校給食法第11条第2項	世田谷区は設置者は設置者負担
光熱水費	保護者又は設置者※	学校給食法第11条第2項	
施設設備費	設置者	学校給食法第11条第1項	
人件費	設置者	学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第1号	
修繕費	設置者	学校給食法第11条第1項第2号 同法施行令第2条第1項第2号	

※学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針については(昭和48年6月文部省体育局)において、光熱水費については学校の設置者が負担することが望ましいとされている。

- ② 1食当たりの学校給食費の額については、次のとおり世田谷区学校給食費に関する規則(平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号)第3条及び別表に規定されている。

○別表(第3条関係)

区分		1食当たりの額
1	小学校の第1学年及び第2学年の学校給食の提供を受ける児童	244円
2	小学校の第3学年及び第4学年の学校給食の提供を受ける児童	272円
3	小学校の第5学年及び第6学年の学校給食の提供を受ける児童	294円
4	世田谷区立学校給食調理場設置条例(昭和46年3月世田谷区条例第13号)第1条に規定する調理場において調理した学校給食の提供を受ける中学校の生徒	313円
5	前項の生徒以外の学校給食の提供を受ける中学校の生徒	337円

- 2 教職員等における給食  
 (1) 教職員等における給食費の負担額  
 ① 世田谷区学校給食費に関する規則第6条は、1食あたりの学校給食費の

額を定める同規則第3条の規定は、児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認められたものについて準用すると規定している。

- ② 世田谷区学校給食費に関する要綱(平成29年3月30日28世教健第900号)第3条第3項は、特別給食の提供を受ける教職員その他の学校職員(以下「教職員等」という。)の納付すべき金額を、また、同要綱第3条第4項は、児童、生徒及び教職員等以外の者が特別に特別給食の提供を受ける場合の納付すべき金額を、特別給食の提供を受ける者が区立小学校以外の小学校に通学する者であるときを除き、1食当たり、区立小学校において特別給食の提供を受ける区立中学校において特別給食の提供を受ける区立中学校以外の区立中学校において特別給食の提供を受ける場合は313円、調理場において特別給食の提供を受ける場合は337円と規定している。

- (2) 教職員等の給食の取扱い  
 区立小中学校の設置者たる世田谷区長は、世田谷区教育委員会に対する区の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成29年3月世田谷区規則第8号)第2条第6号において、学校給食費の徴収に関する事務を教育委員会に委任している。  
 教育委員会作成の世田谷区学校給食費等事務取扱マニュアル(令和元年12月改訂)によれば、教職員等における給食の取扱いは、次のとおりである。

- ① 常勤の教職員及び児童・生徒と一緒に喫食する非常勤教職員等については、学校給食の常時喫食を原則とし、児童・生徒が参加する行事等で定められた事由の場合には事前に届け出を行い、食材発注の変更ができた場合に給食費の調整を行う方法としている。給食費については、口座振替にて毎月定額を徴収し、年度末に調整する方法としている。  
 ② 児童・生徒と一緒に喫食しない非常勤教職員等については、前月の15日までに届け出を行った上で順々に喫食している。この場合、前月の15日を経過すると変更は認められない。給食費については、喫食数分を口座振替又は納付書にて徴収している。

- 3 監査対象部の見解  
 (1) 請求の趣旨  
 本件世田谷区職員措置請求書のとおり。  
 (2) 請求人の主張に対する監査対象部の見解  
 ① 本件住民監査請求の概要  
 本件世田谷区職員措置請求書において、請求人は、世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等(給食指導教員等を除く)の内、生徒と同じ

額に光熱水費、人件費等が含まれていないことは、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実を主張する。

この点、監査対象部は、「当該金額を算出することは極めて困難なことなどから、現実的ではなく、光熱水費や人件費等を徴収することは不合理である」との見解を示し、教育委員会が、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実はないと弁明する。

(2) 前記のとおり確認された事実から、規則第6条において、特別給食の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたものについて、児童及び生徒の1食当たりの学校給食費の額を定める同規則第3条を準用していること、これを受けて、要綱第3条第3項により、特別給食の提供を受ける教職員等の納付すべき金額を、1食当たり、区立小学校において特別給食の提供を受ける場合において294円、調理場において特別給食の提供を受ける場合は313円、調理場立中学校において特別給食の提供を受ける場合は313円、調理場において調理した学校給食を提供する区立中学校以外の区立中学校において特別給食の提供を受ける場合においては337円と定めていることが認められる。

したがって、教育委員会が、請求人のいう本件職員、すなわち世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等(給食指導教員等を除く)の内、生徒と同じ給食を食しているものから、当該職員が特別給食の提供を受ける小学校又は中学校における児童及び生徒の1食当たりの学校給食費と同額を徴収することは、規則及び要綱に従ったものであって、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものではない。

(3) もっとも、公金の賦課又は徴収をしないという不作為の根拠となった教育委員会の定める規則又は要綱が違法若しくは不当なものであるならば、教育委員会は自ら規則又は要綱を改正することによりその違法性又は不当性を除去・是正することができるのであるから、教育委員会には、かかる違法若しくは不当な規則又は要綱を除去・是正することなくこれを前提として公金の賦課又は徴収をしないという不作為に出るはならないという義務があると解することができ、これに違反してされた公金の賦課又は徴収をしないという不作為は、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものとなるべきである。本件請求において、請求人が規則又は要綱が違法若しくは不当であると主張するものであるかは明確ではないが、この点についても検討することとする。

学校給食法第4条は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校等の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないと定め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条は、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する学校給食に関する事務を管理し、執行する旨を定めている。そして世田谷区学校給食費会計条例(昭和47年4月世田谷区条例第15号)は、世田谷区立小学校及び世田谷区立中学校において実施する学校給食について特別会計を設置し、この条例の施行に関し

給食を食しているもの(以下「本件職員」という)に対し、本件職員が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等を乗じた金額を徴収することと、本件職員から徴収すべき水道光熱費・人件費等の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、本件職員から徴収すること、計算が困難な時は、街の定食屋スパー等々の相当の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収することを求めると主張し、地方自治法第242条第1項に基づき本件住民監査請求を提起している。

② 「怠る事実」の存否について

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条に規定されており、学校給食の運営に必要な施設設備費・修繕費、調理従事者等の人件費は学校設置者の負担であり、食料費は保護者が原則として負担すべきものとされている。なお、光熱水費については、国の指針で、保護者負担とせず、学校の設置者の負担とすることが望ましいとされている。

以上を踏まえ、区では、児童生徒の保護者については、世田谷区学校給食費に関する規則(以下「規則」という。)及び世田谷区学校給食費に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき、食料費のみを給食費として徴収している。教職員等については、規則第6条により、教育委員会が相当と認めたものに基づき、児童生徒の保護者と同額(小学校は高学年条第3項及び第4項に基づき、児童生徒の保護者と同額)を徴収している。

請求人は、給食指導教員以外の教職員ごとに、1回の給食に要する光熱水費や人件費等に係る金額を徴収することを主張しているが、当該金額を算出することは極めて困難なことなどから、現実的ではなく、光熱水費や人件費等を徴収することは不合理である。

なお、教職員等については、給食の時間における食の指導にあたる学級担任以外にも、安全・安心な給食を提供するために、飯食及びアレルギー対応や食中毒及び感染症対策など、様々な形で教職員等が連携・協力して対応していることから、給食を食する理由も存する。

よって、区が違法又は不当に公金の徴収を怠る事実はない。

第4 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

本件請求は理由がないものと認め棄却する。  
以下、判断理由について述べる。

2 判断理由

(1) 請求人は、教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務する教職員等(給食指導教員等を除く)のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する

する金額の50パーセント相当額以上であり、かつその食事の材料等に要する直接費の額から実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるものでない限り、当該役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされている。このことからすれば、特例給食の提供を受ける者から特例給食の食材料費に相当する額を徴収する場合、当該特例給食の提供を受ける者には少なくとも給与に相当する経済的利益はないと認められる。

以上からすれば、特例給食の提供を受ける場合に納付すべき金額の額として学校給食費におけると同様に食材料費に相当する額と定める規則及び要綱は、教育委員会の裁量を超え、又はそれを濫用した違法があると認めるとする事情はなく、また行政上実質的に妥当性を欠き、又は適当でないと認めるに足る事情もない。よってかかる規則及び要綱を前提として公金の賦課又は徴収をしないという不作為をもって、教育委員会が違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠るものとは認められない。

(4) 以上から、教育委員会が世田谷区立小中学校に勤務する教職員等（給食指導教員等を除く）のうち児童・生徒と同じ給食を食している者から徴収する額に光熱水費、人件費等が含まれていないことが、違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実と該当するとは認められない。

3 結論

以上より、請求人の主張には理由がないものと判断し、請求人の本件請求を棄却する。

4 意見

監査委員の判断は以上のおりであり、学校給食の運営には公金が投入されていることから、学校給食の実施における歳入及び歳出に關係する事項については、明確に規定を整備しておくことが必要である。世田谷区学校給食費に関する規則第6条の「児童及び生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物の提供を受ける者として教育委員会が相当と認めたもの」について、教育委員会が定めた明文規定がなかった。世田谷区学校給食費に関する要綱第3条は、特例給食の提供を受ける者が納付すべき金額の額及びその納付方法を規定しているに過ぎない。教育委員会においては、特例給食の提供を受ける者として相当と認めるものの範囲を規則、要綱等により明文で定めておくことが望ましい。

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

請求人が作成した「陳述書」

なお、事実証明書の添付は省略した。

必要な事項は、世田谷区教育委員会規則で定める旨規定する。

そして、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであること、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動などにおいて生きてきた教材として活用されるものであること、「給食指導」と「食に関する指導」は栄養教諭による直接的な指導のみならず、学級担任その他の一般教諭、養護教諭、保健主事、体育主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等を含めた全教職員が学校教育法第10条に定める「食に関する指導の全体的な計画」を理解し、連携を取って進めるべきものであること、学校給食におけるリスクマネジメントの観点からは、学校給食のリスクについて全教職員で共通理解を図った上で組織的に学校給食を運用することが事故の未然防止と適切で迅速な対応につながることを認められることなどからすれば、学校給食は、全学校教職員その他学校運営に関わる者の連携と協力によって運営されるべきものであると認められる。

かかる観点からすれば、児童・生徒以外の者のうち学校給食に相当する飲食物（特例給食）の提供を受ける者の範囲、及び特例給食の提供を受けるに当たり納付すべき額については、規則を定める教育委員会の裁量に委ねられていると解される。

そして、前記のとおり、学校給食が全学校教職員その他学校運営に関わる者の連携と協力によって運営されるべきものであることからすれば、請求人のいう本件職員、すなわち世田谷区立小中学校に勤務している教員・職員等（給食指導教員等を除く）に特例給食を提供することに合理性が認められる。また、学校給食法第11条及び同法施行令第2条により、学校給食の運営に要する経費のうち施設整備費、人件費及び修繕費が義務教育諸学校の設置者の負担とされ、「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、光熱水費については、区においては学校給食費として食材料費が望ましいとされ、光熱水費については、学校給食と同時に調理される特例給食のみを保護者の負担としているところ、学校給食と同時に調理される特例給食の提供によって、特例給食にかかる食材料費以外の施設整備費、人件費、修繕費及び光熱水費が増加したと認められるに足りる事情はないから、特例給食の提供を受ける場合に納付すべき金額の額として学校給食費に相当する額として食材料費に相当する額とすることは不合理とまでいうことはできない。

なおこの点、請求人は、特例給食の提供を受ける教職員等が光熱水費、人件費等と同額の利益を得たことと実質的に同報しうるとして地方公務員法第25条及び地方自治法第204条第2項に違反するとする。しかしながら、所得税法（昭和40年法律第33号）における取扱いとして、給与所得とは、使用人や役員に支払う俸給や給料、賞金、歳費、賞与のほかこれらの性質を有する給与に係る所得をいい、食事の現物支給のように経済的利益をもつて支給されるものも含まれるところ、国税庁の所得税基本通達36-3-8及び同36-3-8の2によれば、使用者が役員又は使用人に対し支給した食事につき当該役員又は使用人から実際に徴収している対価の額が、使用者が調理して支給する食事においては、その食事の材料等に要する直接費の額に相当

世田谷区職員措置請求書  
世田谷区教育委員会・本件職員に関する措置請求書

1. 請求の要旨

1) 概要

- ①世田谷区立小中学校に勤務している教師・職員等(給食指導教員等を除く)の内、生徒と同じ給食を食しているもの(以下「本件職員」という)が多量に存在する。
- ②生徒が支払う給食費は、食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は公費で負担されている。
- ③「本件職員」から徴収する額(給食費)は、生徒と同様に食材の材料費だけであり、水道光熱費・人件費等は徴収していない。
- ④昨年11月、請求者(行革110番)に、「本件職員」の一人から「給食費を徴収する際、食材の材料費だけでなく、水道光熱費・人件費を含め請求すべきではないか! これでは税金を使った利益供与にあたる。是正してほしい。」と内部告発があった。
- ⑤そこで、世田谷区教育委員会/給食担当者に電話で問い合わせたところ、上記内部告発の事実を確認し、「本件職員」が払っている食事代(給食費)は、生徒・高学年の食料費「1食/337円」であると回答を得たので、本件監査請求を提出する。

2) 監査を求める内容

- ①「本件職員」に対し、「本件職員」が過去1年に食した回数に、水道光熱費・人件費等に乗じた金額を徴収しろ。
- ②上記「本件職員」から徴収すべき「水道光熱費・人件費等」の金額を世田谷区教育委員会が怠っている場合は、速やかに、算出し、「本件職員」から徴収するよう求める。
- ③計算が困難な時は、街の定食屋スーパ一等の弁当等の価格を参考に、本件水道光熱費・人件費等を100円から180円程度は徴収するよう求める。

請求者

住所 東京都世田谷区

氏名 A

AⓈ

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

以上、電話番号を除き原文のまま掲載した。ただし、請求人の住所は省略し、氏名は仮名とした。

◎世田谷区監査委員告示第4号

令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年3月2日

世田谷区監査委員	萩原賢一
同	中根秀樹
同	山口裕久
同	津上仁志

改善要望事項に対する措置状況

(1) 原稿の校正等を慎重に行うべきもの

【改善要望事項】

政策経営部広報広聴課は、区のおしらせ「せたがや」令和2年6月11日号(12ページ建て定期号)について、通常どおり印刷、配布準備を行っていたが、発行直前になって1面に掲載した令和元年の台風第19号による水害に関連した4枚の写真のうち3枚の説明文の誤りに気付いたため、区民が常時参照できる保存版部分を除いた部分を印刷して同年6月4日に改めて特集号として発行していた。

これらの経費については、6月11日号の新開折込み分、戸別配布分及び広報紙用スタンド入れ替え分からの引き抜き作業経費として合わせて、3,230,097円が追加となり、また、6月4日号については、別途、年間単価契約の特集号の経費で賄われていた。

直接の原因としては、写真を含め記事の担当所管課である危機管理防災対策課の原稿提出時の確認ミスや校正ミスにあることから、原稿の内容確認や校正等については、より慎重に行い、チェック体制の強化等を検討されたい。また、区のおしらせの発行所管課である広報広聴課においては、原稿提出時や校正の際に所管課へデータや写真などの内容に誤りがないか、再度注意を徹底し、改善すること。

【措置状況】

定期庶務連絡で「広報物の原稿提出時や校正時における確認の徹底について(依頼)」を全庁向けに掲示するとともに、全所属あてにメール送信及び職員ポータル「全庁へのお知らせ」に掲載し、原稿提出時や校正時の確認をこれまで以上に慎重に行うよう、各所属長及び職員に周知徹底した。

課内においても、原稿提出所管課との確認を慎重かつ複数回行うよう改めて徹底した。

(2) 未受講の研修に伴う費用の支出

【改善要望事項】

交流推進担当部交流推進担当課では、「東京2020大会関連業務に従事する職員の語学研修等費用負担要綱」(以下「負担要綱」という。)に基づき、日常業務の中で外国語を使用する必要がある関係課の職員に対し、語学力を向上させて業務を円滑に遂行できるように育成するため、受講期間が1年以内で、年度内に修了できる語学研修等の費用を、区で負担することとしている。

職員が令和2年2月28日に英会話スクールと契約した英語講座について、同年3月6日に受講費用の負担を決定しているが、英会話スクールは、新型コロナウイルス感染症の影響で3月2日から22日まで並びに28日及び29日が休校となった。

勤務手当の経費として、合わせて5,047,558円の新たな負担が生じた。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診券の発送スケジュールに変更が生じたため、職員が手作業で対象者のデータを最新の状態に更新することになった際のデータ処理を誤ったことが原因であったが、区民の個人情報を取り扱い、厳格に管理することが求められる事務処理において、作業ミスがあつてはならない。また、特異な作業であるからこそ、リスクを予想し、複数の職員による事務手順やシステムの設定・変更の検証など様々な角度・手法による十分な確認が不可欠であるが、それがなされていなかったと、個人情報保護の重要性を再認識するとともに、作業前に綿密に打合せを行い、作業手順ごとのチェック機能を強化すること。

**【措置状況】**

指摘事項の「リスクを予想し、複数の職員による事務手順やシステムの設定・変更の検証など様々な角度・手法による十分な確認が不可欠である」について、受診券発行に関する全ての事務手順を見直し、本件の原因となった職員によるデータ処理については、以下の三点を実施することとした。

①データチェックツール等を活用したデータの全件確認  
職員が印字データを加工する際、データに破損がないかを複数の職員がソフトウェアを活用して迅速かつ正確に確認できるようにすることとした。具体的には、データチェックツールを活用して、処理前後でデータのズレや未処理部分がないかを全件確認する。今後は、ICTに不慣れた職員でも対応できるよう確認の作業を自動化するRPAツールを新たに導入し、操作の動画マニュアルもあわせて整備していくこととした。なお、片内関係所管部と調整の上、RPAツール活用の横展開を図る。

②手作業によるデータ処理の見直し  
作業によるデータの確認に十分な人員、時間を確保するため、繁忙期に過大な業務集中が発生しないよう、これまで納期直前まで担当職員が手作業でデータ処理していた一斉発送用印字データからの個人データの引き抜きは、印刷業者による対応に代替する。

③複数の職員による課題認識の共有と事務処理結果の検証  
職員が新たな事務手順やデータ処理を試みる際は、必ず係で綿密な打合せを行い、作業のテストを経てから実行することとし、事務処理結果についても複数人で検証を行うこととした。

また、指摘事項の「個人情報のデータ処理・データ管理」に関する「職員一人ひとりの重要性の再認識」については、法律や制度を確認するとともに個人情報取扱に関する事務手続きを係内で読み合わせ、職員一同が重い責任のある職務を担っていることを改めて認識し、再発防止に努めるよう周知徹底した。来年度以降についても、個人情報保護制度に関する職場研修を毎年継続することとした。

この結果、受講予定のレッスンの全てが未受講となったため、令和2年4月以降に受講すると記載された職員語学研修等実施報告書が、令和2年3月31日付けで当該職員から提出されたが、年度内に受講が修了していない当該研修の費用212,300円全額を負担金として、4月6日に会計事務上の手続きを行い、4月9日に当該職員へ支出している。

この支出に関しては、3月31日付け職員語学研修等実施報告書の提出を受けたが、令和元年度中に支出の根拠となる負担要綱の改正等の意思決定は行われておらず、負担要綱第4条第3号の規定から適切な処理とは言い難いため、会計年度独立の原則を踏まえ、現行の負担要綱に即して、令和元年度の未実施分の受講費用の支出は行わず、令和2年度に改めて職員語学研修等実施計画書を提出させ、受講費用の負担を決定すべきであった。負担要綱に明記されていない事案については、支出の根拠を慎重に判断し、改めて必要な意思決定を行った上で、適正な事務処理が行われるよう改善すること。

**【措置状況】**

指摘の件は、研修を行う英会話スクールから休校への対応策として、返金対応は行わないが受講できる期間を延長することが示されたため、研修受講を年度を超えて行うことにしたものの、このことについて要綱の改正等の適正な意思決定を怠ったままにしてしまったものである。

改善策として、当該事案については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休講および東京2020大会延期発表に伴う業務の繁忙という不測の事態により、研修受講期間を令和2年度に延長することについて起案により意思決定した。

今後の再発防止策として、実施報告書により研修受講状況を確認し、年度内に受講が修了しない等研修実施計画に変更が生じた場合は、変更部分の受講決定を取り消し、受講する際に改めて研修実施計画書を提出して受講するよう要綱を改正する。また、不測の事態が生じた場合には、要綱の改正等、事態に対応する適正な意思決定を必ず行うことについて、改めて職員に周知徹底した。

なお、当該事案については、令和3年1月27日にすべての受講を修了している。

**(3) 適正な事務処理とチェック機能の強化を行うべきもの**

**【改善要望事項】**

保健福祉政策部国保・年金課は、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健診・特定保健指導について、特定健診受診券（以下「受診券」という。）63,391件を対象者に送付したが、そのうち47,089件について、「自己負担金区分」及び「過去の特定健診受診結果」の両方又はいずれかが誤っていることが判明した。

このため、誤った受診券を送付した47,089人全員に対し、正しい「自己負担金区分」と「過去の特定健診受診結果」の両方又はいずれれかを記載した通知文書を7月21日から7月27日までに改めて発送し、郵送料、封筒代及び職員の超過